

## 審議会等の会議結果報告

|             |   |
|-------------|---|
| 1. 会議名      | 第9回津市総合計画審議会  |
| 2. 開催日時     | 平成19年11月30日(金)<br>午後1時から午後4時30分まで   |
| 3. 開催場所     | 津市本庁舎8階大会議室A  |
| 4. 出席した者の氏名 | (総合計画審議会委員)<br>村澤忠司会長、北村早都子副会長、阿部 勲委員、生川介彦委員、<br>今井幹雄委員、内山則夫委員、大窪久美子委員、大田武士委員、<br>岡野茂樹委員、柏木はるみ委員、川端治夫委員、小泉忠子委員、<br>櫻井しのぶ委員、杉田勝哉委員、中山大容委員、西川正志委員、<br>畑井育男委員、濱野 章委員、前田洋明委員、別所千万男委員、<br>矢沢 祥委員、若浪 常委員、若林 有委員<br>(事務局)<br>渡邊副市長、藤原副市長、宮武市長公室長、中西防災危機管理室長、<br>長谷川総務部長、鈴木財務部長、橋本市民部長、吉岡環境部長、正次商<br>工観光部長、岡農林水産部長、西中都市計画部長、稲垣下水道部長、上<br>杉水道事業担当理事、鎌田消防次長、谷中三重短期大学事務局長、藤田<br>健康福祉部次長、河合道路建設課長、森田学校教育課長、市川財政課長、<br>渡瀬市長公室次長、野呂まちづくり計画担当参事(兼)政策課長、伊藤ま<br>ちづくり計画担当副参事、森谷財政課財政担当主幹、澤井政策担当副主<br>幹、辻岡主査、草深主査、長井主査 |
| 5. 内容       | 1 津市総合計画基本構想試案(第1次案)について<br>2 津市総合計画基本構想及び前期基本計画試案について<br>3 その他   |
| 6. 公開又は非公開  | 公開  |
| 7. 傍聴者の数    | 1人  |
| 8. 担当       | 市長公室政策課政策担当<br>電話番号 059-229-3296<br>E-mail 229-3101@city.tsu.lg.jp  |

### ・議事の内容 下記のとおり

<事務局>

お待たせをいたしました。本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、第9回津市総合計画審議会を開催させていただきたいと思っております。審議会の開会にあたりまして、津市を代表しまして、渡邊副市長より、ごあいさつさせていただきます。

渡邊副市長

皆さまこんにちは。本日は大変お忙しい中、本審議会にご出席賜り、大変ありがとうございます。本日は、前々から委員からご指摘いただきました、いろいろ非常にべ

ースが遅れておりました、基本構想試案の2次案、並びに、前期基本計画試案をお手元へお配りをさせていただいております。この内容について、ご説明申し上げまして、ご審議を賜りたいと思っております。

ところで、この試案作成につきましては、当審議会におきまして、さまざまなご議論いただいたこと、また地域審議会、それから議会等々で各方面にわたってご審議、ご意見いただいた内容を参考にしながら、策定作業を進めてまいりました。中でも重点プログラムということで、できるだけ津市が何をやっていくのかということを確認するために、三つのプログラムの具体性をもって提案させていただいております。できるだけ、市民にわかりやすい内容ということで心がけて策定をしまいたつもりでございます。

ただ、まだまだ不十分な点がございますので、本日はさまざまな角度から、ご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。きょうは本当にありがとうございます。

<事務局>

本日は、関係部長も出席をさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、早速、審議会のほうを進めさせていただきたいと思いますが、本日、川西委員、木下委員、須山委員、竹林委員、水井委員様、吉田委員様におかれましては、欠席との連絡をいただいております。まだちょっとお席のほうでお着きになってみえない委員さんがみえますが、よろしくお願いしたいと思います。

それでは早速、本日の会議の進め方につきまして、少しお時間をいただいて説明をさせていただきたいと思います。本日の審議会につきましては、前回の審議会の中で、基本構想第1次案の審議をしていただきましたが、少し商業・工業・教育・観光、こういった観点のご意見がまだちょっと出し切れていないというようなことがございます。こういったところをまず、ご審議をお願いいたしまして、基本構想試案についての審議のまとめをお願いしたいと存じます。

それから次に、津市総合計画基本構想試案及び前期基本計画試案がまとまりましたので、これら試案の概要について、少しお時間をいただいて説明をさせていただきたいと思います。そののちご意見等を頂戴していきたいと思っております。

今回の試案につきましては、前回の第1次試案におきましては、重点プログラムの所が「検討中」ということで、記述をしてございませんでしたが、その記述を入れたものを冊子としてお示しさせていただいております。従いまして、基本構想第1次案について、いろいろ当審議会のご意見や、各地区地域審議会でのご意見もいただいておりますが、そこへの反映は、まだ現在、検討中でございますので、よろしくお願いいたします。

前期基本計画試案につきましては、平成20年度から24年度までの5年間を計画期間といたします試案として、庁内の試案作成会議での検討等を終えましたことから、今回、ご説明させていただいたのち、ご審議をお願いしたいと思います。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。まず既にお送りさせていただきました資料として、A3版の「津市総合計画基本構想試案の概要」。

それから、小さい冊子、薄いほうの冊子としまして、「津市総合計画基本構想試案」の本冊。それから、A3版の「津市総合計画 前期基本計画試案の概要」。それから、厚いほうの冊子でございますが、「津市総合計画前期基本計画試案」の本冊、この4点を事前に送付させていただいております。お手元がない場合は、こちらのほうまで連絡をいただきたいと思っております。

それでは、続きまして本日お席のほうに配付をさせていただいております資料の説明及び確認をさせていただきます。

まず、「第9回 資料1」といたしまして、小さい字で書いてございますが、これが津市総合計画審議会における基本構想試案（第1次案）、これにかかります意見・提言及びその考え方について表にまとめさせていただいたものでございます。内容につきましては、10月17日に開催をお願いいたしました、第7回審議会までの意見を整理しております。

次に、「第9回 資料2」といたしまして、「津市総合計画基本構想試案(第1次案)に対する意見、提言について」であります。この資料につきましては、本年9月の諮問をいたしまして以来、10の各地区地域審議会で、総合計画に関する審議をいただいております。この地域審議会、1回目が9月11日から27日にかけて、2回目が10月18日から11月21日にかけて審議をいただいておりますが、この中での意見・提言をまとめさせていただいたものです。これにつきましては、現在、考え方等を整理をしておる所でございます。整理がまとまり次第、お示しをさせていただきたいと思っております。

それから、このほかにパブリックコメントということで、市のホームページなどを通じまして、10月頭から10月末までの間、意見を募集いたしました。この期間中、12人の方からでございますが、110件の意見や提言を頂戴をいたしております。これらにつきましても、現在整理をしておるところでございますので、整理が出来次第、報告をさせていただきたいと思っております。本日は、ちょっと間に合わなくて申し訳ありません。

次に資料ですが、「第9回 資料3」をご覧いただきたいと思っております。これは、後ほど今日の審議の進め方の中でご協議いただきたいと思っておりますが、前期基本計画につきましては内容がかなりの量になります。全体会議の中で審議をしまいりますと、かなりの時間を要しますので、ひとつの案として分科会による審議案をお示しをさせていただきます。これにつきましては、後ほどご協議をお願いしたいと思っております。

それでは、このあと説明をさせていただきます。またあとの資料については、順次説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、少し前置きが長くなりまして恐縮ですが、ただいまから津市総合計画審議会条例第6条の規定によりまして、会長が議長ということで定められておりますので、会長に会議の進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしく願いいたします。

村澤会長

どうも皆さん、お忙しいところ、審議会に出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、ただいまから第9回津市総合計画審議会を開催させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。座って失礼いたします。

本日の会議の成立条件ですけれども、現在、委員の方が21名出席していただいております。津市総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議の開催を過半数の出席ということで、条件を満たしておりますから、ただいまから開催したいと思っております。よろしくお願いいたします。

それではまず、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。これも従来からやっておりますように、委員名簿の順に従いまして、本日は櫻井、濱野両委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。あとで、議事録に署名をいただくことになると思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それから、先ほど参事のほうから説明をいただきましたように、前回の審議が途中で終わっておるわけですね、津市総合計画基本構想試案(第1次案)についてですね。本日は、ご指摘もありましたように、「商業・工業・教育・観光」、こういった分野が前回、少し議論ができなかったということで、きょうそれから取り組みたいと思っております。

それから、前回の時も、私の進行方法というか、やり方もあまりよくないというご指摘があったわけですが、いうまでもないことですが、やはりこの審議会というのは、できるだけ多くのご意見を出していただいて、そして、みんなが何らかの形で出席していただいた方が、ご意見を出して、それを活かしていくと、そのようなことから始めておるわけで、本日もそのような方向を進めていきたいと思っております。

ただ、やはり議題によっては、ここだけは私は言いたいということがあると思うんですけれども。やはり30人みえますし、限られた時間内ですから、そこはご判断いただいて、何分以内ぐらいで自分の話をまとめて話をすることを心がけていただければ、多くの方がご意見を言っていただく機会があると思っておりますから、ご協力をよろしくお願いいたします。

それから、きょう少し参事のほうからありましたけれども、今後の進め方についても、やはり十分に意見が言いたい。あるいはどうしてもこのテーマについては自分の持論を述べたい。あるいは、地域の意見も言いたいと、そういうような項目もあります。そういったことについては、従来からやってきましたように分科会を立ち上げて、それに関連する分科会で、人数が少なくなりますから十分に時間をかけて議論をしていただく。そういうような方向を進めたいと思っておりますから。全体会議ですから。

本日はまた、前回に引き続きまして、市の事務局の関係部長、あるいは関係担当者が出席していただいておりますから、できる限り疑問点については説明を伺いたいと思っております。また、部長の方は他の用事が控えておるわけですから、できるだけ出席していただいている間に、我々が少しちょっとここが聞きたいということ、簡潔に質問することによってお話ししていただくと。そういう具合に心がけて、議論を進めていきたいと思っておりますから、その点も併せてよろしくお願いいたします。

岡野委員

すみません。始まる前に、よろしいでしょうか。

本審議会が始まる前に、議長のお許しが得られれば、本日お集まりの審議委員の皆さん方に、お諮りしたい件が2件ほどあるんですけど、よろしいでしょうか。

実は昨日、29日付けの三重ふるさと新聞に、当審議委員であられる杉田さんが、

特別寄稿されております。それを読まれた方々から、私のほうにも地域審議会委員の方々とか、あるいはそのほかの方が2～3人から問い合わせといたしますか、ご意見をいただきました。まだ、ふるさと新聞をご覧にみえない方も、委員の方にはいらっしやると思い、私、持ってきていますので、またこれをご覧になってください。

そこで、杉田さんにお伺いしたいと思うんですが、一つ目はお問い合わせの意見など、その内容はどういうことだったか、まあ、次号に続くところがあるので、できましたら、本日出席の審議委員の皆様にもいっぺんご披露いただければというのが一つ目です。

それから、二つ目は、その特別寄稿内容に関して、審議委員の方々の皆様方は、どのようにそれをお考えになられたのか、ご意見をお持ちなのか。それぞれのお立場で、できたらご披露いただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

以上、2件でございます。よろしくお願いいいたします。

村澤会長

その件につきましては、私も新聞を見ました。しかし、あれはこの審議会に対して問われていることとは、私はそういう具合に理解できなかったですね。きょう、別に披露しなかったんですけども。我々の審議会としては、委員として、この総合計画審議会に関わっている以上は、何かここで十分意見が言えなかった分についてはですね、提言用紙を当初お示ししましたような内容で書いていただいて、会長なり、事務局に提出する。そういうような形をとってきておりますことから、これはどちらかという当審議会、あるいは会長に向けられたような内容でもなかったからですね、きょう当初、取り上げなかったんですけども。

ただ岡野委員のほうから、ご指摘のように杉田委員の、新聞に投稿された想いというか、お考え、あるいは内容について。そして、二つ目として、それを読まれた委員の方がどうお感じになられたかと、この点について、少し始めに取り上げてほしいということですけども、この審議会で諮って取り上げましょうということなら、私も結構だと思えますから、その二点についてどうでしょうか。

今井委員

失礼いたします。私も岡野さんが発言されました、昨日のふるさと新聞を拝見いたしまして、ここに持ってきておるわけでございます。まあ、岡野さんと私はちょっと視点が変わると思うんですけど、まあこの内容を拝見いたしますと、審議会に対してでもないし、あるいは会長はじめ、この我々のひとつの構成されておるところでの矛盾点ではないと。まあ一面は当局に向けられておるんじゃないかな。それから、審議会と当局の審議会に対すること。

それから、内容を拝見しております、杉田委員のご意見や考えを知ってもらいたいという意図では私はないと。やはり委員として一生懸命に頑張ってきておる中で、やむにやまれずというか。

本来は、私は当局も含めた、この一つのうちで、やはりこういうことは論議して、確認し合いながら進めていかなきゃならん問題であって、どちらかという審議会の在り方とか、当局と審議会の関係の根幹にかかわる問題であるなあと、拝見したわけでございます。

私は、この書かれた内容も厳しい文面もありますし、意見は極めて核心を突かれて

おる面もあるわけですが、それでも、「らしい」あるいは「このように思う」という表現をされておりますけれども、当局に、やはり私もこの内容にかかわる、この審議会に対する市長はじめ当局の姿勢というものを、私はやはりきょうは一回、開催前にお聞きし、確認して、それから皆さんのご意見も伺っていただいたらどうかと思っておったわけでございます。

従って、委員同士でどうのこうの問題ではなくして、当局の姿勢の根幹が一番の主ではなかったかな、そう思うんです。従って、攻撃的とかではなくして、やはりもう一回、仕切り直して、そして我々お互いに確認しながら、意見が違ふのは、これはまちまちですし、寄って立つ代表として選ばれた、寄って立つ環境、あるいは立場も違ふわけです。意見の相違ぐらいあって当然だと思いますし、自分の意見が通らなくても、これもしょうがないことだと思います。

しかしながら、この姿勢に対する根幹というものは確認しておきたいと思ひますので、取扱っていただいてありがたいと思ひます。

村澤会長

ありがとうございます。それでは、大田委員。

大田委員

結論からいいますと、岡野委員の発言に対して、私も賛成をさせていただきたいと思ひます。ちょっと私も持ってきて、いろいろ読ませていただいて、賛同する部分も当然あるんですけれども、それはそれとして、やっぱりちょっと行きすぎた言葉遣いが、僕はあとで、「自分は今まで何をしとったんや」と、自分で空しさがちょっと出ました。そこら辺が、ちょっと気にかかった部分です。そういう点で、やはり皆さんのご意見も聞きながらね。今後の進め方にもかかってきますから、ぜひ、岡野委員の意見をとり上げていただきたい、このように思ひます。

村澤会長

ほかに何かご意見ありますか。

岡野委員から提案されましたこと、あるいは今井委員のほうから提案されましたことに対して、ご意見があれば。

若浪委員

若浪です。私も賛同のほうなんですけれども、確かに内容そのものはご立派と思ひます。でも、その中に都市計画審議会委員という名前が出たり、そういうちょっと内容的にもどちらかなあという取りにくい面もある。これは一般住民から見たら、おそらく誤解を招くと思ひます。まあ私ら審議委員の中では、ええほうに解釈しますけど、おそらく一般の人が見たら誤解を招くと思ひますので、やはりそれはいかげんかなあと思ひます。以上です。

村澤会長

よろしいですか。

それでは、この件を取り扱う前に、これは一番初めのときに副市長、あるいは市長のほうからも話がありましたけれども、今井委員の言われましたように、当局のこの審議会に対するお考えというのを、もう一度、述べていただいて、それから、岡野委員のほうから出ました2点について取り上げていきたいと思ひます。

それでは、唐突で申しわけないですけれども、市側を代表して、この審議会に対して、今回の総合計画の取り扱いについて、どうお考えになっておられるのかを、もう一度、確認する意味でお聞かせいただければと思いますけれども、当局、どうでしょうか。

はい、お願いいたします。

渡邊副市長

副市長の渡邊でございます。私どもの考え方を簡単にご説明します。当然、総合計画が冒頭とありますが、この審議会でもご説明申し上げていますように、市の最重要の計画という位置付けをしております。今後10年間、市政をどのように運営していくかということについて議論していただき、策定をする中身でございますので、したがって、この審議会も、条例をつくりまして設置させていただいた審議会でございます。

審議会等々、懇話会とか、いろいろな名称ではございますけれども、私ども市の中で条例を制定をして、つくる審議会というのは非常に私どもとしても、重い軽いはございませんが、重要なものだと考えております。ただ策定の方法につきましては、私どものほうから試案を出させていただきまして、ご議論をいただくというスタイルをとっておりますので、受け取り方によっては、そういう意味では、委員の自由な発言を阻害するような印象を受けられたかもわかりません。

ただ、たくさんの委員の方々の個々のご意見をすべて聞きながらつくっていく作業は、非常に時間もタイトな中で、こちらの設定ミスもございませぬが、できるだけスムーズな審議会運営をやらせていただくということで、今のスタイルをとっております。従いまして、私どもとしては、まさしく審議会が、この総合計画をお決めいただくための、一番重要な決定をいただくものだと思っております。したがって、市長のほうから諮問させていただきました。

したがって、来年には答申をいただくということで、その答申を踏まえて、私ども最終的には市長が意思決定をしますけれども、この決定というのは非常に重いものだと思っておりますので、第9回になりますけれども、この個々の議論、地域審議会も含めまして、審議会の意見については真摯に対応させていただくというのが、私どもの姿勢でございますし、私どもとしては、逆にいえば、十分ご議論いただきたいということを、お願い申し上げたいと思っております。以上でございます。

村澤会長

ありがとうございます。市から審議会に対する考えを、今、副市長のほうから説明していただきました。これについては、別に何も議論するという内容のものではありませんから、当初、述べられましたことを再確認いただいたような意味で解釈していただければと思います。

それから次に、岡野委員から提案がありました。この今回の杉田委員から新聞に投稿された件についての、投稿された意図、あるいはそれに関する若干の内容についてご意見を伺うということを取り上げたいと思っておりますが、よろしいですか。

では、特にご意見がないようですから、杉田委員に先ほど岡野委員からご指摘がありましたような、投稿されたことについての意図とか若干の内容について、簡潔にお

話しいただきたいと思います。

杉田委員

いろいろご迷惑をおかけしたようにも感じてはおりますが、実はまず、「木を見て森を見ず」にならないように、既に新聞に掲載されました文と、次週へ続くその2の原稿を併せて見ていただいて、ご批判やご叱責や、ご意見があれば、これは後ほどお聞かせいただきたいと存じております。

今回の私のふるさとへの寄稿につきまして説明させていただきます。実は、私を推薦していただいています、津市商業団体連合会から、10月までの津市のパブリックコメントに対応したあと、商連の会長から「自分はあなたから事情を聞いてよくわかっているが、地域はほとんど総合計画が何か、審議会は何をしているのかも理解していない。だから、少しでも市民の関心と呼ぶために、ふるさと新聞へ寄稿したら」というお話がございました。実際には時間はなさそうだから、できるだけ早いほうが良いのではということでした。それが、契機でありましたけれども、誤解のないように申し上げておきますが、いくら会長のお話でも、私は自分が納得しない限りノーと言わせていただくお約束で、お手伝いをさせていただいていますから、会長から言われるから今回の寄稿をもらったということではありません。もちろん私自身の決断によるものでございます。

決断につきましては、四面楚歌になったり、批判や叱責の集中砲火を浴びることだろうと心に決めての寄稿でございました。何回も推敲を重ね、22日の新聞社への原稿持込み、その足で、市の中心市街地活性化室に「こういう寄稿をいたしましたよ」と、原本のコピーをお渡しさせていただきました。本来、しなくてもよいことですが、これはむしろ事務方のほうへの配慮のつもりでございました。その後、月曜になって政策課長からお話したいということでしたので、翌日27日にお尋ねしましたところ、政策課長ではなく、公室長がおみえになり、寄稿のことがご不満で、相当時間議論をさせていただきました。「突き詰めれば、審議会の皆様にご迷惑がかかる。こういうことをしてもらっては困る」ということです。

「謝れというんですか」ということを聞きましたら、「そういうわけではないが」と言葉を濁されたり、一方で相当な圧力で抗議をされました。「私が謝れと言われるのか」と何度も言いましたが、言葉を濁されておりました。「審議会の委員をやめろと言われるのですか」にも、言葉は濁されていました。

私の寄稿は審議会を軽視したり、審議会批判をしたりしていません。しかし、既に新聞は印刷にかかっており、止められるものではありませんでした。「どうしろとおっしゃるんですか」ということについても、これも明確なご指示はございませんでした。公室長はもちろん、私の原稿のコピーをお持ちで、そこには、取りようによっては、確かに行政批判に当てはまる所があるかも知りません。しかし、行政というのは、そういう批判を浴びながら改革し、進化していくものと確信しております。それこそ行政に対する信頼の証しだと思っています。私たちの商業の世界でも、どれほど多くのお客さまのお叱りを被りながら育てられていましたから、それが世の中の常識ではないでしょうか。

しかし、今回の審議会の事務方の意識の中には、自分たちが主催で審議会を仕切っ



ているという勘違いがあるのかもしれませんが。審議会をさせてやっているという勘違いをなさっているのかもしれませんが。私は当初から、行政の追認機関にならないように、審議会の本旨にもとってお話をさせていただいてきました。しかしながら、私は今でも行政と事務方から、私の寄稿や表現について、批判、介入されることはないと感じております。むしろ、私の今回の行為に、事務方、行政職員が介入されるのであれば、本来、法令遵守の冠たる公務員が、国の最高規範である、憲法13条、「すべての国民は、個人として尊重される。……公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」。同21条、「言論その他、一切の表現の自由はこれを保障する」、同17条「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる」等々の条項に抵触するものであると考えられます。だから、介入するとはいわず、一種の圧力的行為ではなかったかと感じました。本来、法令遵守のあるべき公務員の行政機構そのもののコンプライアンスが問われることにもなりかねません。

「言いたいことがあれば審議会の中で言え」というお話でございますが、いつもそれほど時間があるわけでもありませんし、既にこれまでも、そういうことが習慣に行われているとしたら、審議会はいつの間にか、習慣の不文律の内的な習慣法に変えられてしまい、審議会の本質をねじ曲げているとしか思えません。謝ってもらいたいのは私のほうだとさえ思います。

これが、一連の経過でございますので、ご報告申し上げます。また、各委員各位のご批判やご叱責、ご意見は、真摯に受けとめさせていただき、各委員から謝れというお言葉なら謹んでお詫びいたします。しかし、確かに貴重な時間をこの問題で費やさせ、ご迷惑をおかけしましたことは、深くお詫び申し上げます。

しかし、行政の事務方さえ、介入がなかったら何事もなく済んでしまっていましたし、きょうは私の近隣の方でも、「総合計画があるの」とか、「審議会があるの」とか、関心と呼んでいましたし、昨日は、元百五銀行の中核におられた方からもお電話をいただきました。皆に感心を持ってもらうことが第一だと考えているところでございます。長くなりましたので、また会長からお叱りをいただくかもしれませんが、説明責任を果たさせていただくことにいたしました。私は、以上を割愛させる気はありませんので、その点を申し添えておきたいと思っております。

村澤会長

はい、よくわかりました。ありがとうございました。

杉田委員のほうから、今回の件について、話をさせていただいたわけですが、今、お聞きいただきました内容について、各委員は、あるいは新聞記事を見られて、各委員はどう思われたのか。意見があれば、聞いてほしいという、二つ目の提案があるわけですが、この件について取り上げていきたいと思っております。今、杉田委員がお話されたこと、あるいは新聞記事を読まれた内容について、各委員がどういう具合に思われたか、ご意見いただければと思います。どなたかご発言ある方は挙手をお願いします。いかがですか。

それでは、柏木委員のほうから、お願いいたします。

柏木委員

杉田委員のご意見を伺いまして、あるいはこの新聞を読みまして、杉田さんのされたことについて、私個人として、委員としてはなんら不足に思うことはありません。当然個人として、委員であっても、どこの場でも発言する権利はあると思っています。

委員に向けられた批判ではないということも了解できますし、当局と審議会との在り方についての問題提起をされたものだと思っています。

渡邊副市長のほうからは、「スムーズな運営のために」うんぬんという言葉がありました。誰にとってスムーズな運営だったのか。時間が決まった中でスムーズに進めるために無理がなかったのか等々、当局にも反省すべき点が多くあると思います。当局がやるのが完璧ではないことは、全く間違いありませんし、こちらが完璧という意味ではありませんけれども、もっとコミュニケーションが図られてしかるべきだったのかなあというふうにも思います。

委員は意見を文面として出すことができるうんぬんということもありますが、それも一つかもしれませんが、委員の中に不満が残っているということも、私も含めて、そんなご意見を聞きますので、これを機に、もう一度、在り方についてしっかりと確認を仕合う必要があると思います。このあとも時間が少ないということですので、時間のために審議をしているわけではありませんし、両論併記があってもしかるべきであると思いますので、ここは市民の批判に耐えるような考え方を、両方が示さなければいけないのではないかなと思います。以上です。

村澤会長

はい、ほかに何かご意見ありますか。

今井委員

杉田委員、縷々(るる)釈明といたしますか、見解といわれますか、お話があったわけです。決して私はそういうことを毛頭思っておりません。こういった「一つの空気が漂っておると違うかなあ、この審議会」という感じは、私も持っておったわけでございます。

会長も議長として随分、会議の運営にはご苦労されているなと思うんです。十分論議し、当局の姿勢も十分論議して、協議して、皆さんのご意見を汲んでもらいたい。その中で、もう時間がない。会長は発言を許されて、同時に端的に短く発言せいということで、そういったものやとか、いろいろなものが空気として立っておったと。

この当局とこの委員の中で、こういう問題も出し合い、話し合いして解決していける問題であると思います。それをあえて、杉田さんが新聞に報道されたということは、ご本人のお考えもあると思いますが、本人も相当苦しむというか、そういったことに対する希望も熱かったのと違うかなと思うわけでございます。

まずここで、誰が、杉田委員がこういうものを載せた、これがどうやったこうやったではなくして、仕切り直しをしたらどうか。私はそれに尽きると思います。これをなんぼ論議しておっても、私はこれはもう、それぞれの意見があると思いますのでね。会長、ひとつその点。当局にも当局の方の、先ほどの杉田さんの話ではないが、原稿も見られ、あるいは新聞の記事も読まれておると思いますし、それに対するいろいろな意思疎通も図られておるのではないかなと思うわけですが、そういうのを含めて、私は本当に確固たる、初めの市長の諮問した精神、方針にかわりはないか

と。それを途中で、もう一回確認しながら、最初の所で発言させいもらったわけです。そういうようなおはからいを願ったらどうかと思います。

村澤会長

ありがとうございます。ほかにご意見ありますか。  
岡野委員。これで最後にしたいと思います。

岡野委員

杉田委員、どうもありがとうございました。お取り計らいくださいまして、ありがとうございます。事実の内容がいろいろ載せられておることもありますし、今後のやり方の中で、現に私どもの手元には、新しく総合計画試案なるものが届いています。

これを見た瞬間、中身は全く原案と変わっていませんね。それは、どこが変わったのかをありましたら教えていただきたいのですが、一字一句ずっと見ますと、数ページの誤字がちょっと変わった。たとえば、31ページの中頃とかチョコチョコと、あるいは37ページのほうに少しあるような内容でございますけれど、これがどうしてこういうようなところに留まるのかというところの、先ほどおっしゃられましたように、総合計画審議会に対する市の考え方を、これになったということですね。まだ、この中に織り込まれていないというお話を聞きました。先ほどね。

ところがもう、こういう正本になってしまいますと、案が除かれていますから文章が一人歩きしますね。そういった意味で、私はこれからの中身は、パブリックコメントも出されております。それから、地域審議会もいろいろ意見が出ています。私どももグループに分かれて8回、そのほかにもワークショップで何回かしておりますね。皆さん、貴重な時間を割いてやってきたわけです。それらが、なんの中身もここに取り上げられてないという、どうしてそれに対する、一つ先ほど表をいただきましたけれども、どう検討されてこういうことになっていくのかね。なったのか。そこら辺はきちっと説明される責任があるかと思われます。それに対する議論が、今後必要ではないかと思えます。

村澤会長

その件については、きょうあとで予定があります。

岡野委員

そうですね。ただ、こういうことになっているということが事実で、これがそのままいくのか。これをさらに見直そうとしている、見直しのベーシックデータなのかね。そこら辺は、この内容についてひとつはつきりと位置付けをしていただきたいと思われます。

杉田委員がおっしゃられたことに対しては、私はその通りの内容もありますし、なんなりよろしく、皆さんもそういうようにおっしゃられるし、私もそのように思えます。以上でございます。

村澤会長

初めの今井委員のほうから、当局のこの審議会に対する考え方についての答弁があったわけで、私の見解を少し述べさせていただきますと、この審議会の委員並びに会長になってからも、市当局からなんら強制はないです。こうせいとかあせいとか、審議を形骸(けいがい)化するような拘束もほとんどない。

ただ、もしこの審議会が、杉田委員がおっしゃるような、単なる行政の隠れ蓑とするならば、これは私の責任であってですね。これは別に市を弁護するわけでもなんでもありませんけれども、私はそうならないように、一番、1回目の時に皆さん方もご意見を出されたように、審議会というのは行政の隠れ蓑になるなんていうこともいろいろおっしゃられたから、できる限り、委員の方々のご意見を全員から出していただく。さらにこの全体会議では30人が、たとえ2時間かけても一人喋るのは数分ですから、テーマによって分科会をつくって、そこで徹底的に議論してほしいと。その分科会は別に回数を制限しないし、それはその班長が十分に前後配慮してやってもうたらしいんだということで、試案についても、あるいはその試案が出る前から、テーマごとにやってもらってきたと、私は思っておるわけです。

たとえば、杉田委員から今回ご指摘になっておりました、中心市街地の件についても、既に第3班のほうで、当然、そういったことについては議論していただく機会もあったわけですね。だから、そこでやはり十分に議論していただいて、形式的な議論でなくて、市民の役に立つような議論をしていただくと、それを私は願っていたわけです。

それで、全体会議というのは、さっきも申しましたけれども委員が30名もおられれば、お一人にご意見をいただくのは、本当に4～5分あればいいほうですから、そんなに詳しい議論はできない。そういうこともあって、分科会の意見を尊重して、まとめて報告していただくような形で進めてきたわけです。

そのようなことで、今回ちょっと杉田委員のほうからこの件について対応していただいたのは、会長としては非常に、杉田委員以外の委員に対して、私は申し訳なかったなと。杉田委員がそういう具合に見られていたのかなと思うと、これは会長の責任やなと、私はその記事を見て思ったわけです。

だから、そういう考えから、委員の方々もきょうはご理解いただくような意見がたくさん出ましたけれども、まあ最終的な総合計画をつくっていくというのが、我々に与えられた使命ですから、できるだけ、もしご意見があれば、会長なり事務局のほうに出していただいて、そして必要なことであれば、全員に紹介していくという方法をとったほうが、私はいいと思うわけですね。

まあ言論の自由だから、どこへどうしてもいいという、それはそれで結構だけれども、やはり委員という立場上、いろんなことを知り得る立場にあるわけですから、それをもって自分の意見がなんというか、こうだということをマスコミにお話なさるといのは、あまり委員として、ほかの委員に対して、どちらかという、失礼な対応じゃないかなと、私は思います。

もし、これがほかの、審議会以外の一般の市民からこういう意見が出たら、これは十分にお答えする我々審議会としては義務があると思うんですけども、今回、杉田委員さんの出された内容については、審議会に問われたものでもないし、ご自分のご意見を発表されているということにすぎないわけですけども。今後、できたら会長、あるいは事務局のほうに、もしここで言い足りない意見があれば、ペーパーなり、あるいはどんな方法でも結構ですから出していただいて、自分が言い足らなかったことを追加していくと。そういう具合にして進めていったほうが、私はいいと思いますか

ら、できるだけそういう方向でご協力をいただきたいと、このように思います。

この件に対しては、どなたをどうということはなくてですね。こういうようなことを契機にして、さらに市民の側に立った総合計画をつくるということで、最終的な段階に入りますけれども、ご協力いただきたいと思います。これでよろしいでしょうか。

岡野委員

これからいいですね。先ほどご質問させてもらったこれ……。

村澤会長

それは、あとで説明がありますので、そのときに、対応について、おっしゃっていただきたいと思います。

では、きょうはいろいろご審議いただくことが、多々準備されておりますから、そちらに移っていきたいと思います。それでは、さっきも申しましたけれども、前回に、津市総合計画基本構想試案(第1次案)について、全体的な立場から議論をしてもらっていたわけですね。そういう観点から、きょうは前回、少し意見が出ていなかった部分として、産業の中でも特に「商業、工業」。まあ農林業に対しては、前回かなり意見が出て、まあ十分ではないけれども、幾つか意見が出ておりましたと思います。

きょうは市街化地域などにも関連すると思うんですけれども、商業、工業について、まず議論していきたいと思います。それをある程度、議論を踏まえて、次に「教育、観光」、ここら辺の所まで話ができればと思っております。

だいたいその意見の交換を、今、2時ですね。50分ぐらい時間をとって、前回の補足をしたいと思います。それでは、この基本構想試案(第1次案)について、何べんもご覧いただいたと思うわけなんですけれども、商業、工業について、ご自身の中心団体というか、所属している団体、あるいは地域審議会が地域の産業について関わっている方、ご意見があれば、出していただきたいと思います。

どなたからでも結構ですけれども。それでは、杉田委員のほうからお願いしたいと思います。それでは、お願いいたします。

杉田委員

実は商業といえますのは、今、市のデータを見ますと、構成比が一番高い産業。津市における産業の中で、構成比が一番高いのが商業でございます。ところが、その商業が、もう実はへたってきてしまっているという状況でございます。これは数字をいくらでも出せますが、このような状況に立ち至ったのは、長い間の時間がかかってきておるわけですが、ますますひどくなる。

これをどういうふうに活性化していくのかということになりますと、やはりもう国も今までは商業を支援するということから、中心市街地を支援をしようと、そういうようなコンパクトシティで、市街地そのものをいわゆる対象にやろうと、それが元気になってくれば、商人なんていうのは、ほっといても商売するわけですよ。それを、逆にいうたら、じゃあ、商業や農業やというものではなくて、居住者が増えてくれば、どんどん商売はできていくわけでございます。

従って、その辺も含めると、どうしても都市の改革、都市のいわゆる改造、都市機能の充実、こういったことが重要でございますし、それを中心として国はコンパクトシティ構想というものを立てており、それに対して、周辺からは、いかにネットワー

クのある公共交通機関網の整備、こういうものがないと、今後ますます高齢化社会の中で商業は廃っていくだろうと、私はそのように思っております。

ですから、その辺を含めまして、私は今回の新聞を出させていただいたというところでございました。

村澤会長

それでは、これについて津市の見解を話していただくことにしましょうか。

別に新聞のほうは内容に対応して議論しているわけやないんだけども、いろいろご指摘がありましたように、やはり市がだんだんと寂れていくというようなことを実感されている方が非常に多いわけですね。そういうことも含めて、中心市街地についての、津市の今後の対応について、あるいは考えについて、この際、お話しいただきたいと思います。

<事務局>

商工観光部長でございます。中心市街地ですが、今、杉田委員からもお話がございましたが、全国各地で疲弊が起きております。これは大型商店が郊外型立地がされてきたと。資本によるものと、あとは車等の公共交通機関の発達。経済活動が格段と飛躍をしたということが最大の原因かなと思っております。

国におきまして、まちづくり三法が制定されて、11月のきょうでございますが、郊外型、1万床平米を超えるものに関しては立地規制がかかりました。これから郊外においてそういうものをつくっていくことができないという形になります。

しかし、先ほど杉田委員もいわれましたとおり、そのことが直ちに市街化、中心市街地の活性化になるのかといたら、現在ご商売されてみえる方々、それから二世の方々、皆、郊外に住んでみえます。市街地に居住してみえる人口が非常に少なくなっています。特に中心市街地、フェニックス通りにおきましては、本当に僅かな方々でございます。そういうことを見ても、やはり市内に中心市街地へ住んでいただくということが大事になってくると思いますので、まず第一点は、時間がかかるかもしれませんが「居住促進」が一点と思っております。

あと、これから杉田委員も言われたように、高齢化社会でございますので、交通の在り方というのは一つの問題となりますが、地形上のいろんな交通の問題もあると思いますので、現在も公共的な機関が頑張っておられておりますが、そこら辺の議論。

あと、中心市街地には福利施設と申しますか、病院、学校、ほとんどのものが揃っております。市役所から津駅から津新町駅。旧津市内ですが、ここにおきましてはかなりの施設が整っております。若干離れますが、県の総合文化会館もございます。そういうことを踏まえると、かなりの都市基盤が整備されています。

私どもといたしましては、中心市街地活性化基本計画、あとでご説明させていただく「前期基本計画」の中に、策定に向けて記載をさせていただいております。これはいろんな中心市街地にみえる事業者の方々、民間の方々が、どのようなご努力をされるか。また、それとともに公共のほうと一緒にできることをしていくということでございますので、前回、審議会でも申し上げましたとおり、中心市街地では2万平米でも5万平米でも、開発が直ちに許可が下ります。ですから、いかにどのようなことをやっていくかということ、私どもとしては、皆さんとともに考えていくという姿勢で

おりますので、現在もいろいろ協議はいたしておりますが、私どもからご報告をさせていただくようなハード事業はございません。そういう意味で、今後の調整をしながら、中心市街地の商店の方々と一緒にやっていきたいと思っております。何分たくさんの方の財産権等、クリアすべき問題が多数ございますので、簡単ではないということは認識をしたうえでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

村澤会長

ありがとうございます。併せて、都市計画部長さんのほうから、まちづくりも含めて、何か関連するご意見があれば、教えていただきたいと思います。

<事務局>

都市計画部長でございます。先ほど、商工観光部長のほうから話がございましたけれども、やはり都市計画区域という形で、現在、津市には三つの都市計画区域がございます。安濃都計、亀山都計、津都計という形でございますが、ご承知のように津都計については線引き、いわゆる市街化、それと市街化調整区域というような形です。この市街化につきましては、先ほど話ございましたが中心市街地の定住促進ということで、土地利用の、高度利用の誘導という形の位置付けということでございますが、市街地という都市計画では、そういうことでございます。以上です。

村澤会長

今、説明していただきましたことについて、何かご意見なり、ご質問はございますか。

内山委員

都市計画行政についてちょっとお伺ひしたいのですが、津市は中心市街地が高層ビルがほとんどありません。これは津の行政指導でそうされておるといふふうにも理解しておりますし、一般の市民もむしろ津市の郊外に都市計画区域が広がっているから、そこにフラットな住宅を建てる。そして、田園地域を楽しむといひますか、そういった風潮はこの地域の住民の特性からかと、私は理解しておりますが。

従って、津市が中心市街地の活性化のために、どのようなお考えで、たとえば高層ビルは押さえていくのか。つまり高層マンションの建築は規制していく方向にとるのか、むしろ、郊外型のフラットな住宅建設を促進していくのか。その辺に何かお考えがありましたら、教えていただきたいと思います。

<事務局>

土地利用という観点から申しますと、本日都市計画法が改正になっております。これは、今まで調整区域についても大規模な5ヘクタール以上でございますけれども、大きな団地等ができたわけでございますが、それが、いろんな面で規制がかかりましてできない。まるっきりできないというわけではございませんが、今の人口フレーム枠、いわゆる人口の枠からいけば、もう今としては調整区域はできないということでございます。

それと、先ほど申し上げましたけれども、土地の高度利用というふうな形でございますと、この地域、商業地域、近隣商業地域等については、高層の建築というのは誘導という意味で、定住促進の誘導というふうなことで、都市計画のまちづくりとしては考えておるところでございます。

村澤会長

それでは、商工観光部長からお願いします。

<事務局>

商工観光部長でございます。中心市街地という考え方、商業振興という考え方からいきますと、私どもとしましては、先ほど申し上げましたように経済は以前に増して、ものすごい拡大をしました。それから、モータリゼーションで経済活動よりも市民自体の活動が広がりました。いろんなことを考えますと、今までであった市域の中で、狭い所で小さな平面利用ということでは、もう経済に成り立たないと私は思っておりますので、私たちは中心市街地の活性化を図るときには、高度利用にご理解いただきたいとは思っています。以上でございます。

内山委員

それに関して。そうしますと、基本的には中心市街地の活性化のためには、市街地の中心地に高層ビルの商業区域とか、住宅建設は促進をしたいというお考えであるわけですね。

<事務局>

適正な、もちろん住民理解をいただいた上での適正な在り方ですが。そういうものがないとですね、中心市街地での商業という形は成り立たないと、私は思っております。

内山委員

はい、わかりました。基本的な考え方はわかりました。ただ、土地利用計画の面において、市街化周辺の農地などが、かなり市街化区域に指定され、調整区域ではない所が増えていきますね。したがって、郊外型の住宅建設がかなり進むんじゃないかと、僕らは見ているんですけども。しかも、モータリゼーションの発達で、都市近郊に大型の駐車場を持った店舗がどんどん拡張されておるとい現実があるわけですね。そうしますと、市内に高層、津新町とか特殊な地域は別としまして、中心市街地にどんどん高層ビルができていくような雰囲気がないのじゃないかという感じがするので、ちょっとその辺が気になったわけでございます。以上です。

村澤会長

何か関連して、濱野委員からご意見ありましたら、どうぞ。

濱野委員

先ほどからこの津市の中心地の話がたくさん出ておりますけど。この総合計画試案の中でも、津インターの位置付けというものは多いですけど、津市のほかからの流入を含めると、津の北にある芸濃インターであり、南にある久居インターの位置付け。北ですと、サイエンスから産業振興センターをつくるという位置付けがあるし、南ですと、久居のファクトリーから美杉のほうの位置付けですけど。そこ等の位置付けが、何か商業含めて弱いような気がします。そこらは商工としてはどう考えてみえるか。

村澤会長

併せてこのことが対策として、この基本計画の中でどういう具合に整理されているのかということ、説明していただきたいと思います。



<事務局>

商業の件についてのご質問で、その中でインター、津の中に今、芸濃と久居とございます。それのお話を含めていただいたんですが、これにつきましては、まだ明確に、いつというふうにはしておりませんが、私といたしましては、合併した各市町村の中で重要な位置を占めておりますので、そこら辺の商業の在り方というのは、今後問題になる部分があるんだなど。特に地域住民の方々にとって、高齢化も進む中、一番大事な部分だとは思っております。

ただ、これらは商工会とか、商工会議所さんと一緒になって、地域の中で手を打っていく、もうそれに尽きるのかなと思っております。

ただ、私どもといたしましては、ちょっと触れていただきましたが、産業振興に第二次産業の拡大が商業の振興にもつながると考えておりますので、今回、特に第二次産業・製造業につきまして、施策を長期的な目で打っていきたいと思っておりますので、特効薬というものはないわけでございますので、そういう部分は、いろいろと関係団体とともに頑張っていきたいと思っております。

村澤会長

はい。ほかに何か関連して、それでは杉田委員のほうからお願いします。

杉田委員

関連してよろしいでしょうか。実は、まちなか居住という問題があります。これは、伊勢市は中心市街地問題を、まちなか居住があるために商業から外して都市計画、もしくは政策課のほうへ移管をしたということで、まちなかを、中心市街地をよくしていくには、まちなか居住のほうが先決ではないかということで、伊勢市のほうは対応している所もあります。

まさに人がいない所に商売は成り立たないのでございまして、そういった意味から、今おっしゃいました、郊外でどんどんと平地で住宅が広がっていく。広がるのは結構なんですが、その所で、あと年をとって車に乗れなくなって、要は買い物も行けない。私のほうの団地でも、もうまちの中に住みたいということでお移りになっていかれて、団地が今度は過疎化してしまう。空き家だらけになっていくというような現状もございまして、やっぱり総合的に考えないと、ただまちなかだけ、あるいは居住だけ、商業だけという考えではちょっとできないので、総合的な意味合いで、もう一度やはり深掘りして考えていく必要があるのではないかなと、このように思います。

村澤会長

はい。では、阿部委員のほうから、よろしく願いいたします。

阿部委員

私はこういう問題は全く素人でね、杉田委員の今話を聞いて、なるほどなあと、考えなあかんのだなあと。全体的な考えがよく分からないのです。

ただ、素人なりにちょっと疑問なのは、中心市街地の定住化促進とおっしゃるんだけれども、今まで中にいた人はなんで表へ出たがるのか。表に出たがるというのは、そのままでは何かデメリットがあるから出るんだとしたら、そのデメリットをなくさないと、そこに生活していた人でさえ出て行くような所に定住化させるというのは、

よほど何かが出来なければできないのではないかと。

それから、たまたまですけれども、立町のほうを歩いてみて、最近の廃れぎみというのはものすごいですね。ここ5年か10年でどんどん。県の都市計画審議会か何かの時から話を聞いていたんですけれども、旧津市の中心市街地活性化というのは、随分前から論議されていると。だから、どういう論議をして、どういう施策をとって、それで駄目だったから、だからどうしようというところがなくてですね。初めから中心市街地活性化という話には、今までの検討されていた効果というのはゼロということなんで。何かちょっと……。

もうちょっと言わせてもらおうと、国でも中心市街地活性化のために郊外にある大店立地法を変えると。皆さんが行く所を押さえたならこっちへ来るだろうという、そういう甘い考え方でね、中心市街地活性化ってできるのかいなと。全く素人の考えですけれども、一般的にそういう考えの人が多みたいよということもちょっと。もし、ご返事いただけるなら、お考えについて、お伺いしたい。

村澤会長

何か思案があるようでしたら。それでは、参事のほうからお願いします。

<事務局>

中心市街地についてですが、これまで市街地中心街の人は、どんどん減っていったというのはございます。これの大きな要因としては、やはり郊外に大型の団地ができて、車を持っている人は、今、中心街ではそんな敷地がありませんので、車も置けないし、息子が大きくなって子どもができてというようになると、やっぱり狭い所へ大きな世帯が入るというのも難しいので、核家族化でどんどん郊外の住宅団地へ出て行った。こういうのが一番大きな原因かなと思います。

現状は、いろんな団地があるんですけど、この団地が結構、お年寄りばかりの団地がまた増えてきまして、逆にお年を召されると、車を運転するのが辛くなってくる。そうすると、たちまち生活がしにくくなるというのがありまして、かなりの年齢の方でも車に乗られますけれども、今見ていただきますように高層のマンションがいくつか、この辺でも建ってきています。そういう団地から移り住まれる方とか、近くで持ってみえて、そこを手放して便利なマンションへ住まわれるとか、そういう形でどんどん逆の居住が今、進んできておる。そういう状況やと思います。

中心市街地の活性化については、これまでいろいろな対策が津市でも講じてきました。国の考え方というのは、経済産業省の中でこれまでは、やはり商業を中心に活性化の考えをしておったのですが。そういうことで、津市の中でも商店街振興組合という大きな組織がありますので、この組織がまちづくりの中でいろいろな活性化策を講じたり、それから、道路をきれいにしたり、公園をしたり、基盤整備をしたり、そういうやり方をずっとやってきていました。

そういうことですけれども、やはりそこには限界があってですね。それだけでは活性化できないと、これが国の考え方です。そういうことで、居住をまず進めまして、居住に見合う、やっぱり生活利便機能というのを、そこへ機能していくということが、これからは重要になってくると思います。今、商店街を見ましても、結構、空き店舗がたくさんあります。ああいう活用もしっかりと考えていかなあかんのですけれど

も、これがなかなか難しいですね。シャッターが閉まっておって、税金も払っておるんやったら、安うで貸してもらったらええと思うんですけども、そう安い家賃にはまだならないですし、若い学生、若い者にでもちょっと貸してもうたらとも思うんですけども、やっぱりある程度しっかりした、正体のわかった人でないと貸してもらえないとか、いろいろあってですね。そんなところもあります。これは基盤整備と居住と商業の振興と、総合的に考えていかんと、その中には文化であったり、それから健康面であったり、そんなところも織り込んで考えていく必要があります。

今、総合計画の中で一つ考えていますのは、やはり港がありますので、港と中心街、ここはしっかり連携できると思いますね、考えによっては、港をこれからどうしていくんやと。そこの賑わいを、どう中心街と結びつけていくんやというような、この軸の考えを、これからしっかり考えていく、こういうことです。

村澤会長

関連ですか。それでは、簡潔にお願いしたいと思います。

大田委員

今の話を聞いて、一つ確認したいんですけども、お年寄りが増えてきて、地方の団地に住んでいる人が中に入ってくるということは、この新しい新市計画の中にある「安心・安全のまちづくり」とか「健康づくり」というのは、中心部のほうだけ、これからやっていこうと。市街地については、こっちへ戻ってくるために不便にしとこうという基本的な考え方がないと、その話が通らないんだけど、そこらはどうお考えですか。

村澤会長

どうぞ。

<事務局>

すみません。これらの確かに津市全体を見て真ん中へという話ではございません。たとえば、昔ここにおいて、外へ出られて、もう子どもも育て大きくなって、その方がお年を召されて、またやっぱり真ん中へ戻りたいと。そういうようなイメージで考えています。

村澤会長

話がちょっと途中になりますけれども、先ほど挙手されていました岡野委員からご意見を。

岡野委員

市街地活性化に対して、一つの意見としてお聞きいただきたいと思うのですが、いわゆる「コンパクトシティ」という、ものの考え方がございますよね。この総合計画、基本構想の中にもその一つとして、拠点がいろいろ、まちづくりの骨格をなる上での23ページ、24ページに書いてございますけれども、こういった中でも広域交通ネットワークの形成というものがございます。これは、公共コミュニティ交通といえますか、公共的な交通の内容が、今では例えば、美杉久居路線といえますか、一志町経由。あれなどはもう全然、走っていないですよ。乗っている人も2~3人。ところが、実際はその時間帯以外のところで、一志町の中でも乗り合いタクシーがございまして、軒先から温泉、あるいは病院、駅というようなことをグルグル回っているコミ

ユニティハイヤーといいですか、乗り合いバスがございます。

そういったコンパクトシティづくりの中で、中心市街地と過疎化はどんどん高齢化してまいります。今もお話がいっぱい出ていましたように、地域の移動に対して足がないわけですね。それが病院であり、文化的施設に行きたい、あるいは駅へ行きたい、あるいは買い物をしたい。それが今、非常に私ども、あるいは美杉の方々は、お年の方は不安になっております。これからどうなるんだろう。老人介護の問題も出ていますし、1人住まいもたくさん増えてきている。

そういったことで、これからの先ほどおっしゃられた港と中心街との路線、これも中心で非常に大事です。しかし、そういったことで大きく広域ネットワークの中でコミュニティの路線を、真剣にいろいろ末端の、血管でいえば手足ですね。心臓の部分は大事な所もございます。広域のバス路線、電車なども走っていますから、まあ便利といえば便利ですね。ところが、それ以上に不便さを持っている地区がございます。そういった所を平等に扱える、そういった都市のコンパクトシティづくりといいですか、少しそこを交通体系の内容を整備して、介護の車椅子でも乗れるようなバスが走るとか、あるいはそれに見合う車が走るとか。小刻みにもっと細かい所まで行けるような人たちが、まちの中心辺りにすぐ出てこられるというようなところも、ぜひ、「広域交通ネットワークの形成」と、言葉で書いてございますけれども、総合的なまちづくりの中身として、中心市街地活性化の一つにもなっていくんじゃないか。まちの人たちも田舎のほうにも行ける。田舎のおじいちゃん、おばあちゃんも、まちへ出て行けるといようなことを、細かい所まで考えた内容を、ぜひ、偏らずに新たなシステムとして、コンパクトシティづくりに盛り込んでいただければと考えます。

村澤会長

今、岡野委員の言われましたことは、非常に市民が困ってられることが多々あるわけですが、その辺のことについて、ご意見があれば出していただきたい。

<事務局>

都市計画部長でございます。今、おっしゃられました、地域交通ということで、私ども今年から公共交通システムの構築という形で、今、進めておるところでございます。おっしゃられるとおり、各地域、9地域でございますけれども、香良洲を除く9地域で、これまでも地域交通と。今、おっしゃられました、一志のバス、タクシーも含めましてでございます。

これの今、運行形態というのはバラバラでございますので、その辺の統一性。それと運賃という形の、こういう、今までバラバラだったのを統一していきたいと考えております。

ただ、公共交通システムというのは、これまで、各地域で構築されてきたものでございます。今まで培われてきたということは、その地域の利便性もかなりお聞きの上で構築されたものと考えております。これを一体ということで、今後、来年にかけて地域交通という形で構築してまいりたいと考えております。

これから、構築するにあたりましては、地域のそれぞれのご意見も十分踏まえてやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

村澤会長

ほかに何か。大田委員いかがですか。

大田委員

意見だけに留めますが、大変中心市街の大門の辺りが寂れていくのが、本当に寂しい限りです。賑わいある中心市街地の再生というふうに書いてありますけれども、今後もっと具体的に出るんだらうと思いたしますが、一番欠けているのは、やはり魅力がないということが一つ。それから、大門へ行かなければならないという必要性がない。この二つが今、欠陥になっているのかな、そんな感じがします。

そうしたら、これは行政だけではなくてね、議員さんも含めて、やっぱりほかの都市の賑わいのあるまちづくりは、なぜなんやということを、やっぱり先進地視察をしていただきながら具体的なものをつくってほしい。

だから、今後、そのような魅力あるまちづくりというものの構想があれば、教えていただきたいんです。ただいま言われましたように、なぎさまちとかとの連携だけでは、なかなか人は寄ってきません。そこら辺を、商工観光部長あたりはどう考えておられるのか、ぜひともお聞きしたい。

村澤会長

お願いいたします。

<事務局>

賑わいづくりが、もっとも難しいところがございます。今、都市計画部長から公共交通の話がございました。岡野委員さんからは、中心市街地の活性化にも役に立つということで、現在11月末まで試行的に土・日・祝日を、なぎさまちから美杉までバスを走らせています。最初はあまりよくなかったのですが、最後のほうは乗っていただけない方ができるほどの状況になりまして、私どもとしては乗客の方にご迷惑をかけたなと思っております。もう少しそういうのが進んでいけば、中心市街地から今のなぎさまちから美杉、それからなぎさまちから芸濃の奥まで、美里までというようなことを、少しずつ、観光を主体とした意味合いだったんですが、努力していきたいと思っております。あと今、ご指摘のとおり、賑わいをつくっていくのが大変なのですが、先ほど政策担当の参事も申し上げましたが、空き店舗でございますが安い料金で借りられるということもなくなっておりますし、実は私どものほうで、空き店舗を借りていただくと、お店を出していただくと補助の制度もございます。そういうのを活用していただいて、できるだけ中心市街地と思っておりますが。やはり抜本的な対策ということでは、大田委員さんが言われたように、今後、検討が必要だと思いたします。

やはり言われたとおり、「魅力あるもの」で集客ができる。それから、個店につきましても、自分の所の特徴を出していただくようなご努力をしていただく。それと、駐車場だけでなく、みんなでそれを出し合って、一つの大きな計画にするようなことができないかというのが、中心市街地活性化基本計画でございますので、私ども自治体としましては、地権者の方々とか、いろんな方々に働きかけて、皆さんがまとまっていたとかが、やっぱり最初でございますので、その中でどのような絵が描けるかということ、地域の方々と検討してまいりたいと思いたしています。

村澤会長

やはり魅力ある地域をつくるということは、どうしても若い人の力がないとできないわけですが、矢沢委員のほうから、何かそういったものに対して、魅力ある都市づくりについて、ご質問、ご意見があれば、お願いします。

矢沢委員

ちょうど私、三重大学の建築学科ですが、今、建築学科で毎年、大門のほうで、冬になるとイベントといいますか大門商店街を盛り上げようということで、装飾などをしまして、中心市街地活性化を促進していこうということで、毎回手伝わせていただいているのですが。やはり大門の立地上、津駅から新町駅から遠いし、歩いていくには難しいということで、どうしても駐車場がないと無理だということで駐車場もこのごろ多くなってきているということなんです。やっぱり交通の整備というのも大切なんですけれども、商店街だと近くの人が利用するというのも結構大切だと思うので、近くに大きな住宅街というか、そういう利用する人がいっぱい住んでいないと、なかなか平日もだんだん使われていかないと、それほど活性化していかないと思います。平日も利用されるように、ちゃんと中心市街地の住宅というか、居住環境がどんどん整備されていかないといけないと思います。

高層マンションが建つということも、確かに居住環境を良くすることになると思うんですが、反面、高層マンションが建つと周辺環境が悪くなるということもありますので、中高層の建物などを利用して空調をとったり、公園をつくったり、その周辺の環境をだんだん良くしていかないと居住も進んでいかないと思うので、居住も併せて商店街の活性化ということも考えていったほうがいいかなと思います。

村澤会長

ありがとうございます。賑わいということになると、商業がどうしても話の中心になるわけですが、やはり元気あるということがあれば、工業もそれなりの事業が活躍していただくということが大事です。この工業について何か、ご意見があれば、それでは、川端委員からお願いします。

川端委員

ちょっと申し上げたいんですけれども、今、市街地とか、ゾーンを分けて計画してもらっていますね。この特別、「ここは市街地ですよ」「ここは中心市街地ですよ。商売できますよ」というようなやり方でやっていただいておりますね。私は市街地であろうとどこであろうと、特別場所を決めてやるんじゃなくて、市街地の中にもいろんなお店があっていいと思います。実際、なんと申しましょうかね。ちょっと表現が難しいんですけど、特別の場所を指定して、そこでやろうと。今までそういう形であったかと思いますね。たとえば、久居インターのほうに力を入れて、あそこでなんでも買えるという状況がありますね。

ところがそれは、それまでにあった市内のお店が全部、そこへ集中して、お客さんが行ってしまって、やれなくなってもうおやめになると。今度は一つ、市街へ戻しましょうかということもあるんでしょうかね。

<事務局>

そうですね。

川端委員

ええ、そうなりますと、たとえば、僕のちょっと言いたいことは、市街地でもお店が今、存在しているわけです。たくさん存在しています。そういうお店というのは、昔からおやりになっていて、そこでしか、その環境でしかできない仕事がありますね。たとえば、お豆腐屋さんがつくって、その周りで売られているとか。非常に評判のいいお店もあります。魚屋さんもありますね。実際、そういう市街地の中にあるわけです。昔からおやりになっていて、結構やっているよというお店が、市街地にあるわけですね。健闘しているわけです。頑張っているわけです。

そういう所に、「ここは市街地です、ここは何です」というゾーンを分けずに、やはり環境に合ったお店。昔から商売をやっている場所というのは、長く続けておられるとか、そういうのは、そこに合ったお店が続いているわけなんですけれども。そういう所に、ちょっとなかなか言いにくいんですけれども。要するに、たとえば喫茶店とか、わざわざ車に乗って喫茶店に行きますか。近所のまちなかに、市街地に喫茶店があれば、歩いて行けます。コミュニケーションも皆さん、とれる。

だから、場所を、特定な所に決めて計画するよりも、いろんな所で商売ができるような格好で、応援をしていただきたいですね。そういう計画を立てたらどうか。ちょっとわかりにくいですかね。

村澤会長

質問の主旨をちょっと整理していただかないと。

川端委員

ゾーンを決めずにね。市街地はこれだけやらないかん、こういうふうにはやらないかん。市街地でない所は……、なんといいましょうか。ちょっとまた、まとめてお話しします。

村澤会長

では、この第1次案の中で「ゾーン別の土地利用方針」ということで、それに関連して、ご指摘の質問ではなかったかと思うんですけれども。この辺について、こういう計画をつくっていくということで、何かこの計画の作成にあたって、特にお考えをお持ちになっておられると思いますけれども、その辺の所を、もしお話しいただければと思います。

<事務局>

商業の立地という点の話だと思うんですけれども。大門や丸之内というのは商店街というものを形成しておりまして、要するに商店街が協力して、そこをちゃんとお客さんが来てもらいやすいようなまちづくりをされておるわけですね。そういうことで、過去からは相当な賑わいがあった、市からいえば、そこからの固定資産税がしっかりと入るといようなこともあって、商店街が繁栄するということは市も繁栄するということにつながっておった面があるわけです。

だから、ここが寂れるとちょっと苦しくなってくるかなということがありますので、そこで、中心街をなんとかしていきたいという思いが一つございます。

それから、逆に今度は郊外のほうですけれども、郊外のほうは、今、久居のインターの所とか大規模な店舗ができてきています。これは、車社会でのニーズがあって、そういう必要性から民間レベルでどんどん立地が進んできたということですから

も、これも今の人口増とか、そういうものから考えますと、もう先ほど都市計画部長も言いましたが、都市計画法が改正されて、法も施行されたわけですね。そうすると、調整区域での大規模なお店というものがなかなか建つのが難しくなりました。そういうことで、これまでのような立地がどんどんできていくということはないと思うんですが。

それと小規模なものは、一応、市街化区域でございましたら住宅専用区域でなければ、だいたい自由に所々のニーズに応じて立地をすることができます。そういう形では、商業をやりたい人は、どこにでもできる場所がありますし、そういう、やはりやりたいという起業の方を育成していくというのも、ひとつこれからやっていく大事な観点かなと、そんなふうに思っています。

村澤会長

ありがとうございます。よろしいですか。また意見がまとまられましたら、また追加の質問をください。

それでは、杉田委員のほうからお願いいたします。

杉田委員

ちょっと関連の質問をさせていただきます。商業の問題ですけれども、実は10年前から三法ができてから、ずっと私、かかわっております。そこで、津市の場合、事業所が時系列的にずっと減少していております。これらを、前にも私はデータをお示しました。それで、津市の心臓が弱っているという現実です。これが、固定資産税等の格差が、いわゆる、いい所は60%。今現在、国は60%まで税率を下げてもよろしいとおるのですが、財政が悪うございますから、津市は70%止まりなんですね。そうすると結局、基本的には税を、税制も含めたことをやっていただかないかん。

それから、もう一つは駐車場でございます。駐車場の数はものすごくある。ところが、一つずつバラバラなんですね。それをどこかへまとめていって、あるいは等価交換なんかをやりながら、いわゆるやっぱり駐車場というものをもう一度見直さないと、「あそこのお店へ止めて、今度はこっちの銀行へ止めて、ここへ」という非常に不便な駐車場の配置になっています。そういったようなことも、私権等も絡みますので大変難しいんですけれども、そういう整理をしていかないと、ただ単に中心市街地とか、賑わいだとかいいましても交通自体がそういうふうになっておると、いわゆる経済的な固定資産が高い。そういう意味からいうと、当然商売にならないから、もうしょうがないから店を閉めよう、空き店舗だと。こういうようなことの悪循環が、この10年ぐらい続いています。

これをどう断ち切るかというのが、基本的な問題ではないか。だから、それは税制からすべてのことを総括して中心市街地問題とか、あるいは商業問題は考えていただかなければならないし、大型店と小売店との商売の仕方は全く違いますので、その辺の所をご理解いただかなければならない。

たとえば、**チャム**のほうの下にスーパーが入ってありました。ところが、もう出て行きました。これは、実は桑名の寺町商店街で、やっぱりスーパーがなくなったものですから、**キクヤさん**に出店してくれといったら、もうとてもやないけれども、スーパーというのは大型店には勝てませんと。なぜ、勝てないかかという、向こうは貨



車で買う、あるいは船で買う。ところが、そんなもの小さな所で売だけの量はトラックでも買えないんだよ。そうしたら、そんなもの辞めておいたほうがよろしいということになってしまう。これが現状でございます。

ですから、仕入れからいわゆる流通ルートとか、全部研究した上でお話をいただかないと、なんか上滑りな、商業の実体とは全くかけ離れた議論になってしまう。私は商業というのは、前にも言いましたように、津市では一番大きな産業になっております。ですから、もう一度、その辺を総合的に研究する機関みたいなことを創り上げ、立ち上げて研究していかないと、このままではますます衰退すると思います。

村澤会長

ありがとうございました。また、あとで話をする予定なんで、重点プログラムの具体的な検討することを考えておりますから、関連した分野で、その辺のところをよくまた述べていただくということで、お願いしたいと思います。

工業のほうについては、あまりご意見が出ていないんですけども、近郊の亀山市とか四日市とか近くでは工場立地とか、そういったことがいろいろ課題になって、現実そういうことが進んでおりますけれども、津市についてはなかなかそういう明るい話が出てこないんですけども、この辺も含めて、何かご意見があれば。

村澤会長

それでは、別所委員からお願いします。

別所委員

ちょっと商業のことを皆さんにお聞きしたい。皆さん、いろいろ言うてくれて、皆、ご無理ごもつもの話で、だいたい似通ったお話をずっとされてきておるわけですが。商業の先輩、私ども商業のことはわかりませんが、先輩を前に置いてこんなことは失礼なんです。やっぱりその大門、何らか地域でやるとなれば、人の寄るような店をつくらなければ駄目なんです。その核になる店があれば、どんな遠い所からでも自動車の駐車場がなくても、歩いてでも来ますよ。そのことが、基本から外れておるように私は思うんですわ。

はっきり言いまして、ちょいちょいお聞きするのに、津へ来て、私、買い物をする時に、あそこにまんじゅうやさんがありますね、並んでいますよね。ああいうお店屋さんとかね。まあ考え方です。肉屋さんも立派な所がありますよ。そういう似通った方が中心に、核として何店舗か入れば、絶対に郊外からも人が来ます。その辺の考え方をもう一つ裏から逆に考えてもらえたらどうかと。

これは素人考えですので笑われるかわかりませんが、私は審議会をやらせてもらってお聞きしておる中で、自分が核になる店をつくらないと寄ってこない。名古屋辺りでも核があることによって、みんな寄っておると思うんですよ。その辺を市のほうが十二分に考慮した上で、市の開発から何から、地域開発もしていただいね。駐車場がないのどうのこうのという以前に、そういうお店屋さんが、頭を使って出店してもらえれば、杉田さんの力でひとつよろしく願いいたします。

村澤会長

工業について、ほかに意見がなかったら、杉田さんからご意見をいただきたいと思えます。

杉田委員

工業に対してですが、私は津市がいろいろ、例の河芸との間にサイエンスシティというのがあります。久居のほうにも工業団地がございます。なぜ、工業がここへ来ないかという理由が、私も非常にわからなかったのです。ところが、どうも聞いてみると、やっぱり工業が来る立地、経済的立地。いわゆる少なくとも時間とか、前にも言いましたけれども、東邦ガスと合同ガスが合併して名古屋へ行ってしまいました。そうしたときに、津に本来支店がないかんのやけど、四日市に出た。なんでやと聞いたら、実はあれはあそこまで、津まで行くと30分時間が違います。そうすると、要するに30分違うのと、それからガソリン代がばかになりません。だから、非常に効率がいいのです。企業はそういうものですから、当然、どんどん北のほうへ寄っている。それで、こっちへ来るのはそれだけのメリットがなくなってきました。

これをどうつくり出すのか、そういう企業を誘致するためにどういうメリットをつくり出すのか、それが無い限り、出てこないと思います。

私はこの間も、トヨタ車体のほうへ行きましたけれども、全然、その対応が違うんですね。ですから、そういう意味で工業を引っ張り込むというのは非常に難しい。この辺をやっぱり専門的にご研究いただかないと、我々の素人考えで、ものが言えないというのが現状でございます。

村澤会長

それでは、その辺の所、この計画策定にあたって、市のほうでは、事務局ではどういう具合にお考えなのか、ちょっとお伺いしましょうかね。それでは、お願いいたします。

<事務局>

商工観光部長です。ご指摘をいただきました、工業でございますが、ことし8月だったかと記憶しておりますが、国の法律に基づきます、津地域産業活性化基本計画というのを策定いたしました。全国で10数番目だったと思っております。これに基づきまして、一定の基準を満たす企業等が工場を誘致されますと、特別償却。それから、緑地の20%の免除、さまざまな利点が出てまいりますので、そういうものを、新たに優遇制度以外で設けました。

きょうの新聞を見ていただいたと思いますが、サイエンスのほうも62%の誘致率になりました、新たに平成薬品さんにお越しをいただきました。いろいろと引き合いもございまして、頑張っております。

ただ、私どもといたしましては、誘致だけでなく、地元の中企業さんの高度化も図ってまいりたいと考えております。そういう関係から、今回、「産業振興センター構想」をつくらせていただきました。配布をさせていただいております、前期基本計画に出てまいります、その中へは1点。三重県、津市、三重大学、あと経済界の方々にちょっとお入りをいただきまして、具体的に中企業の方々がマーケティング。いろんな活動、それ以外、研究事業もそうですが、試験評価というのを、専門官を置きまして、試験結果が正しいか。たとえば、今、大変微妙なことを言われていますが、ボタンを押すと電波が出るので、他の機械が誤作動を起こすというのがありますが、そういうものを起こさないような機械がどうかというのが、判定機械がございま

す。そういうものも、三重県の指導をいただいて、そういう評価ができる人を置いて、中小企業の研究活動を支援していきたいと思っております。

また、斬新的な研究には、まだ具体的にはなっておりませんが支援をしていきたいという考えも持っております。研究開発に特に力を入れ、サイエンスプラザの中で実施をしていただく。また大学と企業、企業と企業など、いろいろな方々が集えるような場所として、プラザというものも設置をして、いろんな話し合いができるような場にし、また、そこから大学の研究を企業の事業に取り入れる。企業の望むものを大学の研究に入れるというようなことのシステムをつくってまいりたいと思っております。

特に去年の4月からメカトロ研究会というのをつくりまして、メカトロニクス、エレクトロニクス、光とデジタル、これがこれからの津市の工業の裾野になるように頑張っていていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

村澤会長

それでは、お願いたします。

畑井委員

工業の関係の話が全然出ないものですから、2点だけお願をしたいと思っております。私は雲出地区で造船所なり、橋をつくるメーカー等の下請けの企業にいますが、そういう所では、やはり就労者の高齢化によりまして、技術移転というものがなかなか難しく、しかも、あまりきれいといえない力仕事がある。火の周りで熱い作業をしなければいけないというような、非常に厳しい作業環境なものですから、日本人の地元の方の雇用というものがなかなか難しく、私の会社も、やはり中国人の研修生を入れざるを得ないような状況になっています。

ですから、津市の中で、そういう産業というか、従来からある企業、工業の就労対策等について、もう少し積極的に取り組みをいただけないかなというのがあります。

もう一つ、外国人をそういう形で雇用しますと、やはりごみ問題とか、いろいろ地域の皆さんとの対応だとか、非常に困ってしまう部分があります。私は自治会長さんに怒られて頭を下げに行ったり、いろいろなこともしているんですが、そういう形でユニバーサルデザインのまちづくりを進めていただけていますが、やはり国際化といいますが、そういう部分の対応というものを、考えていただけないかというのが、就労上の問題です。

さらに、雲出地区でできるものというのは、結構、海上交通で外国へ出していくというものが多いのです。ほかにも海上交通、船で貿易をする、輸出をしていくというものがある筈なんですが、津の港湾というものは非常に小さいものですから、輸出入の場所、岸壁がないんです。それで、四日市港へ行ったり、それから津・松阪港のうちの松阪港ですね。そちらへ行ったりしているような状況ですので、「海に開くまちづくり」ということで、市当局は、ほとんどなぎさまちだけで終わってしまっていると思うんですが、海に開くというのはやっぱり世界の港と交易ができるような、少なくともある程度の津市内の産業生産をされたものが、津の港から出ていけるような基盤づくりというのを、国なり、県なりでより積極的にやっていただかないと、津市の閉塞感というのは、このままずっと続いていくのではないかという気がしますので、

そういう面をこれからでも織り込めれば、お願いしたいと思います。

村澤会長

その辺のところを、この計画試案の中でどういう具合に記述されているのか等含めて、商工観光部長からお願いいたします。

<事務局>

商工観光部長です。私のほうから前段のほうで、あと後段は都市計画部長のほうからまいります。

まず、技術移転の関係は確かに今、ご苦労されてみえとお聞きをしております。私どものほうで、今、話題になっておりますのは、団塊の世代の方々の登録とか、いろんな制度をつかって、皆さんにご紹介していくことができないかということ、今、話題にしております。たとえば、東京からお帰りになられる方、大阪からも地域へというふうにこちらに戻られる方もございますので、いろいろな人材を活用できないかなということを検討しております。国におかれても制度があるようでございますので、私どもとしても頑張っていきたいと思っております。

それから、人材育成の点につきましては、たしかに企業さん困っておみえのお声を、私ども担当者が企業のほうへ聞き取り調査をさせていただく中では、やはり人材育成というところがお困りと聞いております。わずかでございますが、新年度は人材育成に取り組みたいと思っておりますので、少ない件数ですが、モデル的に頑張っていただけ所へ支援をしていきたいと、私どもも思っております。それが一つ。

外国人の就労でございますが、私どものほうへご申請をいただきまして、いろいろな部署からいろいろな説明に行き、研修をさせていただき、企業さんのほうでお世話をいただいております。多数の方々がお越しになって、私どものほうから市の職員等、消防職員も含め、いろいろ研修に参加をさせていただいております。まあ大変だなという気持ちは持っておりますので、今後とも一緒にさせていただきたいと思っております。

村澤会長

では、後半のほう、お願いいたします。

<事務局>

都市計画部長でございます。港ということで、津・松阪港湾計画ということで位置付けられておるところでございますが、雲出公共埠頭をおっしゃってみえると思えます。これは、これから前期基本計画という中では、今回、必要性も踏まえただ中で優先度を検討していく必要がありますということで、都市軸、都市活動軸との連携を踏まえた、津なぎさまちの整備促進を位置付けさせていただいております。この中でも、「港まちづくり整備促進調査研究事業」という形で、港まちづくりといたしまして推進していくために、港として必要な導入機能。土地利用にかかる調査研究などを行いながら、その周辺も含めた整備の方向性を整理するというので、これから港湾計画の変更まで視野に入れた形で、検討させていただきたいと考えております。

村澤会長

よろしいですか。

工業について、もう少し議論したいんですけども、まだ教育の分野についてもほとんどご意見が出てないので、少し議論して、それから休憩を。

はい、お願いします。

大田委員

教育につきましては、新聞発表がありました。が、中学校給食の実施計画が始まり、実施に向けていると、大変うれしいことだと思います。食育、教育という意味では大変ありがたいことだと思っております。

ただ、生涯スポーツ社会の形成ということで、33ページを見ますと、「既存施設の有効利用」。その次に、「県都にふさしい、総合的スポーツ施設の整備を進める」とか、大変前向きな書き方が、具体的にされております。ただ、こういう中で幾つかありますけれども、もうはっきりしてきたことは、具体的なメインといいますか、例えば、体育館はつくっていきますということを出していくと、ものすごくほかの面もそうですけれども、何か中身が濃くなっていくということ、私は思っているわけです。

定番ですわ、言葉はうまいこと並んでいるんですけどね。もうできる方向がはっきりしてきたものは、はっきりさせていいんじゃないですか。そんな感じがいたします。評価とともに、もう一歩進んだ表記になれば、もっといいのではないかと。

それから、ボランティアは33ページにあると思いますが、せっかく藤堂高虎公が来年入府400年という大きなイベントも出していかななくてはならないですから、その中で「市民のボランティア育成」に、本当に力を入れてもらいたいです。だんだんと高齢化しているわけですから、高齢の数の人が、この辺は特に一身田を中心に、この育成制度をどう進めるのかという具体案を、今後、どこかの所で出してもらおうと大変ありがたいという感じがいたします。以上です。

村澤会長

それではお願いいたします。

<事務局>

学校給食の話と、スポーツ施設の話と、いろいろ文化面等々のボランティアの育成という話でした。この後、説明させていただきます。基本計画の試案の中で、かなりもう少し踏み込んで具体的に記述をしております。学校給食につきましては、久居、津市の中学校11校については、まずセンター方式ということで考えさせてもらっておりますし、スポーツにつきましても各地域審議会を回らせていただきましても、いろいろ市民のお話をお聞きしましても、やはり総合的に津市での施設が欲しいという要求がございます。

基本計画でまた、説明をさせていただきますが、総合的な屋内運動施設、体育館を含めたという表現で、まずはそういうところに絞って考えていこう。5年間で着手を目指していこうというところで考えております。

それからボランティアの育成ですが、これについては、いろいろな方面での市民の協働した支えの仕組みづくりが必要になってきます。これは「元気づくりプログラム」の中で、いろいろな重点事業を考えておりますので、またそちらを聞いていただきたいと思っております。

村澤会長

前田委員から、何か教育関係でご意見、ご質問ございますか。

前田委員

今、現場といいますか、PTAで一番話題になっていることといいますと、やはり合併に伴って、これは津が広がった。それで、周辺の美里さん、芸濃さんですと複式学級が進行して、学校がなくなる統廃合という問題も声が出てきているというのがあります。保護者からしますと、そういうものが、こちらの中にも保・幼・小の連携推進というものをに入れていただいています、やはりそういう学校がどうなるかという不安な面もあります。

あと市長がいつも「元気な津市」と言いますが、保護者の元気が年々なくなってきているという実情があります。実際に子ども会は、昔でいえば100%入っていた。小学校に上がったら子ども会に入ることが当たり前だった状況が、今はもう加入数は50%になっています。そういうことで、いろいろな不審者とかの問題があって、子どもたちの外で遊ぶ姿が見えなくなり、少なくなっています。それを含めても、みんな小さい子ども、幼稚園、小学校の未来の津を担う子どもたちがやはり元気がなくなっている、親も元気がなくなっているということがあります。

今、工業、商業全部にこれは通じることかもわからないのですが、根本的にこれを読んだら、この総合計画を見たら子どもたちが元気になるような、保護者も「ああ、こういうふう考えてもらってるんや。そうしたら、ボランティア活動、PTA活動というものも参加して親同士、保護者同士がやれば、みんな子どもに返ってくるんや」というふうなことで、明るい未来といいますか、子どもたち親を通して津の将来に希望が持てるようなものがあると、ありがたいかなという思いがいたします。

村澤会長

関連しましたことは、またあとで前期基本計画試案について説明をしていただきますから、その時に関連して回答するか、説明を事務局からしてもらおうということで、この場はこのままにしておきましょう。

あといろいろ、まだ議論していただくことが多々残っておりますが。ただ、1時から、もう3時を越えましたから、少しここで休憩を入れて、あとで「津市総合計画基本構想試案」と「前期基本計画試案」の二つの説明を事務局からしていただいて、それに関連したことを少し質問する。そして、それを今後、どういう具合に検討していくのか。特に重点プログラムについての審議の方法を、あとで検討していきたいと思えます。

では、今から15分ほど休憩いたします。市の部長さんは他の公務もございましてから、一部入れ替わっていただくということで、ご了解いただきたいと思えます。それでは15分ほど休憩しましょう。よろしくお願いいたします。

(休憩)

村澤会長

それでは、再開したいと思います。先ほどの議論をもう少し続けてもよろしいですけど、取りあえず、きょうのもう一つの大きな議題として「津市総合計画基本構想試案」および「前期基本計画試案」について、事務局から説明していただきます。特に

前半の「津市総合計画基本構想試案」について、先ほどの関連した内容が、ご意見として出していただけて結構ですから、取りあえず、この二つについて説明をしていただきたいと思います。

それでは、まちづくり計画担当副参事から、説明していただけますか。それでは、よろしくをお願いします。

<事務局>

最初に岡野委員から質問がございました、この構想試案の冊子として製本してありますが、この内容についてでございます。審議会をはじめ、地域審議会それからパブリックコメント等々を、この第1次案については、多くの意見をいただいております。本日これまで、この審議会でもいただきました意見について、一部、反映した表を出させてもらっております。現在、作業中でございます、まだ地域審議会から意見をいただけていないところもございます。そういうことで、全体の意見を踏まえて、最終的に修正の検討表を作っていくように思っております。一部、直っておりますのは途中段階でございますので、そういうことで、ご理解をいただきたいと思います。

それでは中身の説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

<津市総合計画基本構想試案、前期基本計画試案の概要の説明>

<財政の見通しについて説明>

村澤会長

はい、ありがとうございました。これから審議に入るわけですが、審議の進め方ですが、時間が限られておりますから、充実した審議をしていただきたいと思いますということもあって、どのように審議していくかということ、あらかじめ事務局と私のほうで相談いたしまして、次のような方法でやっていくということをご紹介させていただきます。足りない点は、皆さま方のご意見をいただけて補足をしていきたいと思っておりますので、その点いろいろご意見を出していただきたいと思います。

それでは、前もって打ち合わせしました審議の進め方について、事務局から説明願いたいと思っております。

<事務局>

それでは、これからの審議の進め方について、ご相談させていただきたいと思ます。まず、全体会議とする審議と、かなりボリュームが多くなります、目標別計画と重点プログラムの審議を、分けて進めていただければと思っております。

たとえば、この全体審議の中で、第1章の計画フレーム。それから第3章の重点プログラムの「地域かがやきプログラム」は少し全体で地域審議会の代表の方もおみえですので、全体で見られてはと思ます。それから第4章の財政の見通し、それから最後の計画を推進するために、この辺のところは全体でご審議をいただいて、この目標別計画と重点プログラムにつきましては、先ほどの資料3の確認の中で見ていただいたと思ますが、この中で、三つのこれまでお世話になりました分科会の形で、それぞれの分科会の担当する目標の所をご審議をいただければと思ますが、ご相談をいただきますようお願いします。

村澤会長

今、全体審議のやり方についてですが、あと残り時間等、12月にもう1回、全体会議を持って、2回で一応議論は終わりたいと思います。そのために、全体会議として効率的にやるために、第1章の計画フレームをまず審議して、それから「第4章 財政の見通し」、それから「第5章 計画を推進するために」を審議します。それから併せて「第3章 重点プログラム」のその内の「地域かがやきプログラム」について全体で審議します。

先ほども話がありましたけれども、「まちづくり戦略プログラム」「元気づくりプログラム」については、非常に専門的な検討が必要ですから、グループに分けて、各議論していただく。それを12月の全体の会議にまとめて、また報告していただくという形で、議論を進めていきたいと思います。

何か、この審議の進め方について、ご意見があればお出しいただきたいですが、どうでしょう、こういう方法で進めていってよろしいでしょうか。

それでは、もう4時を回りましたから、本日の予定は4時半ということですが、若干始めに別なことで検討する時間を取りましたから、少し遅れております。それでは今、お話ししましたように第1章の計画フレームについて、全体審議を進めていきたいと思います。

今、だいたいの概略を事務局から説明していただきましたし、既に前もって配付させていただいておりましたから、委員の方はお目通しをしていただいたと思います。この前期基本計画試案の1ページから5ページにかけて、記述しております。今、概略は説明していただいたから説明する必要ないかもしれませんが、あらためて何か、事務局から追加説明することはございますか。はい、お願いいたします。

<事務局>

計画フレームですけれども、すう勢値と目標値をお出しいたしております。目標値につきましては、先ほどご説明しましたけれども、「目指すことが可能な水準」を試算しているものでございます。その違いは何かということ、少し補足で説明をしたいと思います。

1ページの、「第1項 計画フレームの考え方」の最初の文章をご覧くださいますと、2行目になりますけれども、「企業誘致や交流人口の拡大などを見込んだ、活力のあるまちづくりの展開によって」と書いてございますけれども、その主な取り組みとしましては、まず企業誘致の積極的な推進ということで、現在、中勢北部サイエンスシティ、それからニューファクトリーひさいを企業立地の受け皿としまして、積極的な保有地活動を展開しておりますけれども。その二つにつきましては、前期5カ年におきまして「造成区域の分譲率100%を目指す」という取り組みを基本計画の中で位置付けております。

また、交流人口につきましては、観光振興を中心として、それ以外にもコンベンション人口であるとか、ビジネス人口を加味したものになりますけれども、交流人口を10年間に新たに100万人を創出するということですが、前期5カ年におきましては、その半分の50万人の新たな創出を目指すということで、こういったものを踏まえまして、目標値を設定しているということでございますので、よろしく願いいたします。



村澤会長

今、説明していただきました内容で、計画フレームについて委員の方々からご意見、ご議論をお願いしたいと思います。

杉田委員

質問させていただいてよろしいですか。

人口がすう勢値29万1000人、目標値29万6000人で、いわゆる5000人ということですが、この5000人を増やすためにどれだけの人件費と申しますか、生活を支えていく費用というか、企業でもいわゆる雇用として支払う金額はどのくらいで見込んでいるのでしょうか。たとえば、5000人で1人当たり、だいたいどれくらいの生活費といったものを、年収にして見込んでいるのかということはどうでしょうか。

村澤会長

この意見について、何か回答の準備をしていただいていたら説明していただきたいのですが。はい、お願いいたします。

<事務局>

確かにフレームに入れます時に、すう勢値、また目標値等々で、いろいろ私どもも議論をさせていただきました。最終的な市税におきましても経済成長率2%、また目標値の人口が増えた際の経済成長率等々でも市民税のシミュレーションさせていただいたところでございます。その中では、市税でございますけれども、だいたい16億円ぐらいは市税は上がるのではないかと見込んでおります。以上でございます。

杉田委員

財政の市税ではなくてですね、いわゆる5000人増えたら、その5000人が食べていける1人当たりの年収を、平均、いくらぐらいに踏んでいるのですかと。そうしたら、それから換算したら、どれくらいの規模の企業、支払える、そういう雇用を吸収できる企業が必要なのかということも推算できるわけですから。

たとえば、今、300万時代とか120万時代とか、いろいろ言われているわけでございます。こういうすう勢値と目標値の間の差額で、どれくらいの1人当たりの年収が必要なのかということをお聞きしているのです。税金がいくら入るかというのは財政の話でございますが、現に人が減るわけですから、そういうアセスメントも含めて計算していただかなければいけないのではないかと考えておるわけでございます。

<事務局>

まず、この試算に当たりましての所得とか、賃金ですけれども、基本的には現在の水準を基本に置いています。ただ、1人当たりの労働生産性は基本的に産業の場合は、年々上がるという前提で計算をいたします。その部分につきましては、内閣府の経済諮問会議が「21世紀ビジョン」というものを出しております。それで、だいたい1.8%ぐらい生産性は各年度向上するというのを織り込んでやっております。

最終的に支払われる給料はどれくらいになるのかを計算するのは、非常に難しいところですが、今回の試算につきましては、産業連関分析を使っております。基本的に新しい企業が立地した場合、その直接効果。企業が立地しますと、市域内での生産誘発効果があります。また雇用が新たにされますと、それに伴う消費がありますので、

そういったものを全体的に織り込んで計算をいたしております。

したがいまして、委員のご指摘の最終的にどれくらいの年収になるのかは、やはりそれぞれの企業のお考えもございまして、そこまでは特定できておりませんので、その点についてはよろしく願いいたします。

村澤会長

はい。それでは濱野委員お願いします。

濱野委員

人口であり、就業人口であり、総生産であり、そこらの点では数値目標というのわかりますが。世帯数が目標値で1万増えるというのは、これはどういう形なのか。また団地が増えていくとかマンションが増えていくと思っているのか、そのところだけ、どうですか。

村澤会長

それでは、参事からお願いいたします。

<事務局>

人口は、すう勢でいくと減少していきませんが、世帯については、まだまだ核家族化が進むということで、世帯はまだ増加傾向にございます。それプラス人口増に伴う世帯増加ということで、目標値の場合は10万世帯増えるという目標設定になっております。

濱野委員

住居はどう考えていますか。1万世帯増えるというのに、津市としてのバックアップは、団地とかマンションとか、いろいろな形があると思いますが、そこらはどう考えていますか。

村澤会長

それでは、お願いします。

<事務局>

人口増を見込む住宅フレームになりますが、人口につきましても、基本的にはすう勢値と目標値の間で推移をしているということを見込んでおります。住宅フレームにつきましては、今回の総合計画については、その方向性をお示しするということです。より具体的な内容につきましては、現在並行して「都市マスタープラン」を作成いたしております。その中で、より詳細を設定した上で、フレームを設定していきます。

また、住宅フレームを設定する場合は、県のマスタープランとの調整も必要になってまいりますので、そういった必要な調整をした上で、案を策定をさせていただくこととなりますのでよろしく願いいたします。

村澤会長

濱野委員、よろしいですか。

濱野委員

そう住宅は増えないと思いますけどね、これからは。夫婦であっても、一人ずつ結婚すると家も上がっていきますし、なかなか難しいです。

村澤会長

ほかに。では、大窪委員からお願いします。

大窪委員

今までの人口の中でも、先ほど畑井さんから外国人の就労の話が出ました。今現在の人口の中に、外国人の方が何名くらいいらっしゃるのかわかりませんが、これから増える傾向にあるのかどうなのかで、施策も外国人に対する情報を入れていくなど、変わってくるかと思うのですが。その点については、教えていただけませんか。

現在の総人口の何%ぐらいの外国人の方がいらっしゃるのか。右を向いても左を向いても外国人の方はたくさんいらっしゃると思うのです。日本人かなと思って振り返ってみたら外国人やったということが、訳のわからない言葉で買い物されたりすることがよくあるので、どれぐらいの人口を占めているのか。

村澤会長

外国人の動態人口ですか。

大窪委員

総人口で、これから増える見込みがあるのかどうなのかというのが、わからなければわからないでもいいですが。今だけでも、教えていただきたいです。

<事務局>

今の人口には、外国人登録されている方々を含んでおります。割合は年々増える傾向にございます。たとえば、平成7年から平成17年までの10年間をとりますと、平成7年がだいたい1%前後でございましたけれども、平成17年、10年後には3.3%前後になってきております。

ちょっと今、旧市町村別のデータを持っていますけれども、これは集計すればすぐに出ますけれども、現在でだいたい8000人ぐらいが、外国人登録をされてみえるという形でございます。これは今後も増える傾向にございます。

村澤会長

ほかに、よろしいですか。

大窪委員

私は、今は養護学校の外部評価の委員などもしています。養護学校にもブラジルの方の障がいの子どもたちが、「そんな、まさかないよね」と言っていたのが現実に挙がってまいりました。それで養護学校でも、家族支援というところで、やはり外国語というところは本当に困ってみえます。やはりそういったことも、全然、この概要から説明いただいた中に、「外国人に対する」という言葉が一言もございません。そういうところもちょっと気になったものですから、人口も重ねて聞いた次第です。

村澤会長

その辺、何か追加の説明はありますか。

<事務局>

先ほどの説明は、重点プログラムについてご説明をするということで、基本的には財政の中で言いますと、投資的経費のこういう部分についてご説明させていただきました。当然、目標別計画の中で、分野ごとに今後5年間、10年間こういった取り組みをしていくのかと書いてございますが。その中で、多文化共生の社会をつくっていく。そのための計画をつくるというところは記述をさせていただいています。また分

科会等で、ご議論いただきたいと思います。決してないというわけではございません。

村澤会長

はい、よろしいですか。それでは、柏木さんお願いいたします。

柏木委員

わかりませんので、教えていただきたいのですが。確か交流人口100万人とおっしゃったと思いますが、その「交流人口」という定義は何なのかということと、県内外のどういう人を指しているのか。100万人は誰なのかということをお教えいただきたいです。

村澤会長

それでは、副参事をお願いいたします。

<事務局>

交流人口につきましては、重点プログラムの中で「元気づくりプログラム」というものがございます。前期基本計画の202ページで、より具体的に「交流人口100万人の創出を目指した取り組み」ということで、まず1点目として観光レクリエーション入込客、観光客の増加。それから、拠点を5種類打っております。その拠点の形成に向けましては、広域的な連携交流を図ることが目的になりましたので、そういったものを通じまして、観光だけではなくて、これは先ほども申し上げましたけれども、いろいろな側面からこの交流人口を促進していくということを考えております。

基本的にその交流人口100万人というのは、基本構想の第1次案の中でも少しご説明したかと思いますが、想定人口として今後10年間、28万から30万人ということで幅を持たせて設定をするという中で、たとえば、我々が今、思っている以上に少子化が進んで、人口が増えないというような状況においても、2万人というのは定住。100万人というのは消費の観点からいいますと、定住人口2万人分ぐらいに相当する人口になります。少なくとも28万人から30万人の、その2万人につきましては、当然その定住人口を増やすための努力はいたしますが。それに加えまして、交流人口を増やす取り組みも、併せて進めていこうという考えでございます。

交流人口の積算ですけれども、たとえばコンベンションやビジネスについては、交流人口として非常に重要な要素になります。残念ながら、基礎の統計データがございません。現在、ある程度、統計データとしてそろえて整備されていますのが、その観光入込客ということで、平成17年で380万人です。計算上は、これを480万人にするためにはどうしたらいいかということを考えております。

さらに、先ほども申し上げましたように観光客だけではございませんので、たとえば、藤堂高虎公入府400年を記念して、文化的なまちづくりを進めるという中で、そういったいろいろな催しに広域的にいろいろな方がみえる。そういったものも加えていくことによりまして、交流人口100万人を目標に置いた取り組みを進めていきたいと考えております。

村澤会長

よろしいですか。それでは今井さん、お願いいたします。

今井委員

財政について、お聞きしたいと思います。

予算編成は行政の専権事項であり、予算に対する審議や内容に対することは議会の仕事だと思っております。ここに出ております「財政の見通し」について、少しお聞きしておきたいと思っております。今回の合併で、やはり合併選択の一つの……。

村澤会長

ちょっと財政については改めて、また。

今井委員

そうですか。わかりました。

村澤会長

今回、今、議論しているのは計画フレームについて、第1章についてです。次の議題のところをお願いしたいと思います。ほかに何かご意見。それでは、岡野委員お願いいたします。

岡野委員

市内の総生産についてです。一次、二次、三次産業それぞれの平成24年度の数値をうたわわれていますけれども、これは一次産業は現状維持ということで少し下がっていますね。三次産業が上がっているわけですが、就業人口等の関連で大筋で、この数字で、すう勢値はそうですが、目標値はどういう考えでこうなるのですか。これをご説明いただきたいと思っております。

村澤会長

はい、お願いいたします。

<事務局>

第一次産業の目標値について、平成24年度の数値が下がっているということで、本来、目標値であればイーブンか、上がる方向での指標設定になるのではないかと思います。ほかからもご指摘としていただいております。

本市の第一次産業のすう勢として、やはり全国平均に比べて右肩下がりの傾向が少し強いという状況にあります。前期基本計画の中で、先ほど少し触れましたけれども「農山漁村活性化プロジェクト」であるとか、「農業基盤の整備」、そういったものを継続的にしていくものを、ある程度、政策効果が現れる時期。時間の遅れといいたしうか、そういったものもあって、現在、5年先では下がるという形になっております。ここら辺につきましては、もう一度少し検証させていただきたいと思っております。目標値の数字の意味が出るような形で再検討をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

村澤会長

ちょっと併せてお聞きしたいのですが、今、お話ありました、市内総生産額が5年後にはかなり増えています。一方、目標値でもすう勢値でもどちらでもいいですが、目標値で見た場合にも生産年齢人口が非常に減少してきている状況の中で、総生産額がこういう数値が可能なのかどうか。

きょう、前半の議論の中でも、商業にしても工業にしても、あまり明るい材料が得られなかったのですが、そういう状況下の中で、こういう数値が可能なのかどうか。その辺の元になる材料はどういう所にあるのですか。

<事務局>

最近の市内総生産額を産業別に見ていきますと、先ほどの中勢北部サイエンスシティの企業誘致が60数%までなってきたという説明がございましたが。ここ数年、第2次産業の市内総生産額を見ていきますと、だいたい年当たり5%から12%ぐらいの、かなり高い伸びを示しております。当然、今後サイエンスシティにつきましても、ニューファクトリーひさいにつきましても、分譲率100%を目指すという前提の下では、だいたいこれぐらいの規模の増が見込めるかと思えます。

たとえば、市内総生産額で実績値で平成16年、これは直近のデータになりますが、1兆2000億円と出ております。平成19年は、まだ統計データとしては正式に出ておりません。予測値になりますけれども、1兆2600億円ということで、3年間でだいたい600億円ぐらいを増加いたしております。企業誘致のテンポとしては、これまでよりもさらに進めるということを考えれば、だいたい5年間でこのぐらいの増加幅は見込めるのではないかと考えております。

村澤会長

企業誘致がどこまで進むかというのは、非常に大きなキーポイントですね。

はい、ほかに何かご意見、ご質問はどうでしょう。今日、初めてこの資料を見られた方もいらっしゃると思いますが、また今日お帰りにならなれて、じっくり眺めていただく。それによってまたいろんなご意見も出てくると思いますが。一応、計画フレームについての審議は、そこまで留めておきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」という声あり)

また、意見をお持ちになられたら、今後、出していただくということで、取りあえず、第1章計画フレームについては、そこまでにしておきたいと思えます。

それで一応、予定の時間が遅くても4時半に終了したいなと思っていただわけですが、既に4時半を少し過ぎたわけですが、どういたしましょう。一応これで、今回は第1章の計画フレームだけの審議にして、次回に回すということにしましょうか。

(「はい」という声あり)

それで、今後の審議の効率化を図る意味で、先ほども担当の参事から説明がございましたが。重点プログラムのうちで、「まちづくり戦略プログラム」「元気づくりプログラム」、これは非常に専門性、地域性に絡むということで、これは分科会に分けて関係するテーマを集中的に審議していただくという方法で進めたいと思えます。そして12月の全体会議の時にそれをまた分科会長から報告していただくと。分科会の審議を全体会議する時に尊重するというので、進めていったほうが効率的と思えますから、分科会で審議するというをご了解いただきたいと思います。

それで、今後の審議については、事務局から説明していただけますか。私のほうでやりましょうか。

それでは、資料3を見ていただきたいと思います。特に重点プログラムのうち、「ま

ちづくり戦略プログラム」と「元気づくりプログラム」は、資料3の2番目を見ていただきたいと思います。三つの分科会が既に立ち上がっておるわけですが、この分科会に関係の深いテーマを、事務局と相談して分けてみました。

分科会の割振案として、例えば、第1班ではまちづくり戦略プログラムとしては、の自然の恵みの価値創造プログラム、の持続可能な地域形成プログラム。元気づくりプログラムでは、の住みやすさ向上プログラム、若者定住プログラムといったことを議論いただきます。

第2班については、歴史と文化の拠点形成プログラム、元気な人づくりプログラム。同じように四つのテーマを議論していただきます。

第3班についても同じく、ここは関係するのは三つしかなかったので三つしか入れていないのですが、三つのテーマについて議論していただきます。

これを各分科会で十分に議論していただくということで、それを12月の全体会議に持ってきていただきます。だから、分科会を各分科会で独自にやっていただくことになります。2回なり3回なり、杉田委員のようにいっぱい準備していただく班もあると思いますし、意見を述べたい方もおられると思いますので、そこで十分やっていただければと思います。早くできる所は2回でも結構ですし、やはりテーマによって3回、4回とやっても、それは班にお任せしたいと思います。それで議論していただきます。その各班の予定については、事務局と班の班長さんを変更する必要がある場合は事務局へ申出ていただき、班のメンバーについては前回のメンバーで一応、班分けをいたしました。資料3の1ページを見ていただければ、1、2、3班という割り振りを前回に引き続いて同じメンバーにさせていただきましたから、このメンバーで、各班でやっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

それでは、各班ごとに2回なり3回なり、班長さんの責任の下で議論していただきたいと思います。

柏木委員

ちょっといいですか。

この班でやることに全然異論はないですが、たとえば、どの委員も、自分の担当じゃないところでも意見があったとした時に、それをどこかに出せるようにしていただくということはできますでしょうか。

村澤会長

班長さんに出していただいてもいいし、あるいは私のほうに事務局を通して出していただいても結構ですし、あるいは他の班の日にちが分かれば、そこに特別に出席していただいても結構ですし、これはどんな方法でもご意見を出していただいたらいいと思います。

柏木委員

そうですね。自分の担当だけということだけでなくてもよろしいんですね。

村澤会長

結構です。

柏木委員

はい、わかりました。

村澤会長

ただ、たまたま大きな分科会の名称に関係の深いテーマを配分しております。だから、各委員でご自分が、「いや、私は変更したい」ということであれば、班の入れ代わりも結構だと思います。何ら拘束いたしません。あまり、かたや15人、かたや2、3人ということは避けていただきたい。せいぜい7、8人は各班にいていただきたいです。早めに事務局に申し出ていただければ、変更は可能だと思いますから、よろしく願いいたします。

各班の開催日等、いつやるかということ全員に知らせるような資料も事務局に作成してもらおうと思います。自分の所属している班以外でも、自分が出てみたいと思えば、その班に、1班の人が2班に行っても結構です。2班が3班に行っても結構です。自由に参加していただいて盛り上げていただきたいと思います。

それで、少し先走って申し訳ないですが、そういう形で重点プログラムを議論していただきます。それから先ほどありました、最後の「地域かがやきプログラム」については、この全体会議でやります。それで一応、この前期計画も何とか審議を、次回の全体会議で終了したいと思います。その次回の全体会議の開催日程が、資料3の1ページの下に書いてあります。12月27日1時半から3時間程度でいかにかなと思っています。場合によっては4時間になる可能性があります。だいたい1時半から3時間ぐらいで何とか決めたいと思っています。分科会で、よりご意見を整理していただければと思います。

はい、阿部委員、何かご意見がございましたら。

阿部委員

少しお尋ねしたいのだけれども、きょう資料2が配布されていますね。「各地区審議会からの意見」という、これはどういう扱いになってくるわけですか。

それからもう一つは、最近出た基本計画試案、それから基本構想試案ですか。これに対する、各地域の意見というのはどの時期に入ってくるんですか。1月ですか。

村澤会長

先ほど資料2、それから5、4ですか。地域審議会のご意見とか、パブリックコメントのご意見とか、あるいはここで幾つか出た意見とか、そういったものを、できたら12月中旬ぐらいまでに整理して、各委員に連絡するという予定をしております。

阿部委員

そうしますと、12月中旬までに事務局へ出すと。その後、27日にここで全体会議がありますね。その後の予定はどうですか。1月には、「地域審議会からの答申」と書いてあったので、それに合わせればいいわけですか。

村澤会長

少し待って下さい。資料4を見ていただけますか。だいたいの会議の開催をこのようにしておりますが。きょうは11月、来月12月に入れば、各地区の審議会が開催されております。それから、総合計画審議会が27日にあります。パブリックコメン



トもさらに出てくるかもわかりません。そういったものを、一応整理して12月中旬には何らかのまとめをすると……。

阿部委員

だから、1月には各地区地域審議会から答申をして、その後、また総合計画審議会、この会議があるわけですか。

それで、3月に答申でしょう。

今井委員

地域審議会からのものは、事務局でやっちゃうの。

村澤会長

ここで事務局で手順を説明していただきます。

<事務局>

すみません。今は地域審議会を並行して回らせていただいています、この基本構想の残りの部分と基本計画について、これまた意見をいただいています。これはいただき次第、また整理をしてお出しをさせてもらいたいと思います。

それから、第1次案につきましても、先ほど言いましたように、今、意見をいただいております。まだ地域審議会の中では、意見をいただいているところもありますので、これは頂戴次第、考え方の整理をして、この審議会の皆さまに早い段階でお出ししたいと思います。この意見に対する反映について、これにまたご意見がありましたら、その確認をお願いしたいと思います。これは審議会の中で一つひとつやっていると、ものすごい時間がかかりますので、「ちょっとこれはどうか」というものがあれば、この場で審議をお願いしたいと思います。

一応、地域審議会からは1月の初めに、市長への答申をまとめていただくようになっております。また、その地域審議会からの答申を踏まえて、最終的な審議を1月中にお願いしていききたいと思います。

阿部委員

12月27日にこの委員会をやって、それに対する地域審議会からの答申が1月の初めにやるというわけは。

<事務局>

すみません。地域審議会からの答申につきましては、あくまでも基本構想に対する答申でございます。

村澤会長

はい、岡野委員、何か意見があればおっしゃっていただきます。

岡野委員

すみません。いろいろスケジュール等がかみ合ってくるわけですが、現状のいろいろなパブリックコメント、あるいは地域審議会、あるいはこの審議委員会での提起の内容、その背景、反映がどの部分にされているのかということを確認させていただくと、それらがどう検討してどうなったのかという。その経緯の説明が、今ですとスケジュールは非常に難しいですね。何らかの結論が出てしまって、先ほどの杉田委員の新聞ではないですが、追認審議会という感じを一般の方々は受けるのです。我々はそういうことをしたくないですね。要するに、「提起の反映はどの部分にされてい

るのか。それをどう検討されて、どう織り込まれたのか」ということを、はっきりしてほしいということです。

それが、地域審議会の基本構想の答申は1月でやるというお話ですが、私どもこれから12月27日にやろうとしている内容につきましても、非常に歯抜けなんです。なぜならば、基本構想の部分が、まだ最終的に修正されていないわけでしょう。一番初めの第1次案というのをずっと8月から検討してきた内容のままじゃないですか。そうですね。それをもってもう一度27日まで基本構想試案のベースを検討するわけです。それに、重点プロジェクトが入っただけであって、そういう基本の所の中身は、全然どういうリビジョンというか、修正されたのか、こちらはわからないままに、次の段階にステップバイしていくわけです。非常に矛盾があります。

我々に対して、こんな資料でそれを審議せいということをおっしゃられているのと同じです。完全な資料は今までに何もない。歯抜けの資料をもらって、それを今までもやってきたわけです。基本構想試案もまさにそうです。今、初めて、ここ数日前に「重点プログラム」「かがやきプログラム」など、いろいろプログラム自体が出てきたわけですから。そういう感じでこれからもそんなことを進めていくというのは、このスケジュールと全然合わないじゃないですか。それはどうお考えなのでしょう。全然、無理ですね。どう考えてもスケジュールは無理です。

村澤会長

それでは、事務局でどういう対応をしていくのかをお願いします。

岡野委員

きちんとした内容を今、口頭で説明されても我々わからないです。先ほど質問された方の内容に、そうでないと全然、わからないじゃないですか。ちゃんと書いたものできっちりした内容を、今私が言ったことを、対応を含めて書いたものでくださいよ。皆さんに、きょう待っていますからくださいよ。

村澤会長

それでは関連した……。

阿部委員

紛糾するつもりはないですが、ちょっとおかしいなと思うことがあります。今、基本計画についてもタイトになっていない状況ですね。それで、こちらの前期計画によると、推定予算額まで出ているのです。「あれ、もう何かやること決まっちゃっているんだな」という印象がちょっとあったもので、その辺もお教え願いたいと思います。

村澤会長

もし決定が出ていれば、ご紹介いただきたいと思います。

<事務局>

はい、すみません。本当にタイトなスケジュールの中で作業をお願いしまして、本当に申し訳ございません。すぐにいただいた意見は関連課と整理をしてお出しができるといいのですが、なにぶん作業が膨大なところがありまして、遅れておるといのは、本当に申し訳なく思っております。

まず、きょうお出しさせていただいた資料1のように、これはこの審議会です。いただいた意見を「どのページのどの内容のところをこんな考え方で直します、また考え方

はこうです」という説明をつくった資料を入れさせていただきました。この後、地域審議会での意見、パブリックコメントの意見を同じように、基本構想の中への反映をどうするかというものを早急に出させていたいただきたいと思います。そういうものを踏まえて、また分科会でのご議論の材料にさせていただけたらと思っております。

基本計画につきましては、今、地域審議会からの意見、本日の審議会でのご意見等々もいただく予定です。またパブリックコメントも12月にしていきたいと思っております。これにつきましても、また多くの意見が出てまいると思いますので、まとめ次第、こちらの考え方を踏まえて、お出しをさせていただこうと思っております。

それから基本計画につきましては、本来ですと事業費まで入れないのがこれまでの基本計画の作り方ですが、少し事業費のベースというか、どれくらいの規模のことを考えておるのかということ、一つの目安として見てもらうのに事業規模を入れております。これについては、今後、検討する中で事業の内容がもし変更してくるようであれば、そこは見直しをしていくという考えでおりますので、よろしく願いしたいと思います。

村澤会長

十分な答えになっているかどうかわかりませんが、私も返答しにくいんですけど。特に岡野さんがおっしゃられたように不完全な資料かも知れませんが、それを完全な資料にする意味で審議していただいているわけですから、そのところを十分にご理解いただきたいと思います。

一応、ここまで出てきている意見については、きょうの資料1、あるいはほかの資料で、市から直接説明もありました。パブリックコメントについても、100件余り出ておるわけです。それを、一つずつ返答というのは、事務局も膨大になるということもあって、すぐにきょうの会議に間に合わないですけども。私の聞いているところでは、12月中旬ぐらいまでには何とか対応したいという意向で、続けたらどうかということで話をしています。おっしゃるとおり、できる限り、今まで出ました意見については、「どう対応したか、どう対応するのか」ということだけでも、27日の会までには、何らかの方針を示してもらおうように話を進めていきたいと思っております。

岡野委員

もう一つだけ。添付資料1については、詳細説明はなされなかったですね。いただきましたけれども、されてないですね。

村澤会長

していないですね。一応、対応についての考え方を、右端に書いてもらっておるわけです。

岡野委員

これは「意見、提言等」と書いてあるのですが、これは全部網羅されているのでしょうか。これはこの審議会が出た内容の意見、提言等ということで理解していいわけですね。

村澤会長

そうですね。全部というと非常に誤解を生じるかわかりませんが、主な意見については出ているように、私どもは一応、一読してそう思っているわけです。「てにをは」

や、語句の相違については省略しているところもあります。

岡野委員

主な意見ということは、どなたかが選別されたわけですね。その選択肢は問題だと思います。全部、いろいろな意見を、忙しい中、みんなが寄ってワークショップも開いて、それぞれ各グループが発表を2回もしているのです。どこでこれをカットされているのですか。誰がカットしたのか、これはおかしいと思いますよ。意見、提言が全然入っていないです。

<事務局>

すみません。これは第7回の総合計画審議会ですので、前回の第8回目の発表いただいた内容や提言については、まだ反映がされておられませんので、申し訳ございません。

岡野委員

第7回までの所でも入っていないのです。ずっと見ましたけれども、第7回までのところで各グループが発表してますが、入っていませんね。全部、グループからの意見を入れてください。第8回までの所、あるいは第9回までの所、きょうの部分を含めてありますね。そういうのでは全然これが資料だと言われても、説明もなかったのでもそのまま行くとそのままになってしまうのです。全部そうです。全部説明がなされていません。内容が全部異なっています。言葉を変えてあります。この内容はまさにこれは意見、提言じゃないですよ。我々の言っている内容は文章で出しているわけですから、その内容をそのとおりに書いてほしいです。内容が改ざんされていますよ。それに私は憤りを感じております。以上です。ちゃんと直してください。

村澤会長

その点について、ご指摘のとおりですね。それもやはり文章の表現上、前後のあれがありますから、全てをそのとおりここに直すという訳にはいかないと思いますが。できる限り、おっしゃる意味の内容が生かされるようにしたいと思います。

岡野委員

項目が落ちているのは問題ですよ。

村澤会長

それは大事ことですね。ほかにご意見ございますか。

それでは、このご意見あるいは提言についての、あるいはパブリックコメントについての対応については、事務局にきちんとやるように会長から申し入れておきます。先ほど申しましたけれども、重点プログラムについては分科会を早急に12月に入ってやっていただく。12月27日には全体会を行って、そこで討論して、その計画試案については、その議論を終わるということで進めていきたいと思っておりますから、どうぞよろしくお願いいたします。

どうも、本日はありがとうございました。

- 終了 午後5時00分 -